

研

究

研

究

No. 125

1981年9月刊  
村落社会研究会  
事務局  
明治大学農学部  
農村社会学研究室

川崎市多摩区生田5158  
(044) 911-8181

## 大会プログラム

第一回目(10月14日)

午前九時 開会

〔自由報告〕(報告時間三〇分、質疑一〇分)

(1) 九・〇〇～九・四〇

内田博栄 「昭和期の農村人口移動の展開——福島県平地農村の事例——」

(2) 九・四〇～一〇・一〇

熊川富男 「能登島町綱目における親族組織と集落構造」

(3) 一〇・二〇～一・〇〇

佐渡和子 「沖縄村落の社会構造」

(4) 一一・〇〇～一一・四〇

大野 晃 「山村社会における商品生産の展開と農民層の動向——高知県十和村古城部落の事例——」

(5) 一一・四〇～一二・一〇

横山敏、小林一穂、武田共治

「集団栽培後の圃場整備・水利再編成と村落の変容——山形県鶴岡市京田地区林崎部落の事例——」

\*\*\*\*\*  
場 所 日光市菖蒲ヶ浜 二四八五  
\*\*\*\*\*  
地方職員共済組合施設、日光保養所  
「幸の湖荘」

として」

「昼食」

午後

〔課題報告〕(報告時間五〇分、質疑一〇分)

司会 岩本由輝、高橋正郎、岩崎信彦

(1) 一・三〇～二・三〇

佐々木豊 「明治・大正期の農村計画構想」

「昼食」

午後

一〇・〇〇～五・〇〇 討論

(2) 二・三〇～三・三〇

森 芳三 「昭和初期の経済更生運動と満州農業移民」

（終了後散会）

以上

(3) 三・三〇～四・三〇

武田共治 「米の生産調整と農民の対応——福島県北会

津村真渡部落の事例——」

四・三〇～五・三〇 総会

一、大会会場 地方職員共済組合施設・日光保養所「幸の湖荘」

（さちのこそう）

日光市菖蒲ヶ浜二四八五

五・三〇～六・〇〇 休憩

二、宿泊費等

六・〇〇～八・〇〇 懇親会

電話 ○一八八（五）○一一六

第二日目（一〇月一五日）

午前  
(4) 九・〇〇～一〇・〇〇

「農村計画における合意と集落」

一〇・〇〇～一〇・三〇 休憩

一、会場交通案内

① 東京→東北本線（宇都宮経由）日光線→国鉄日光駅下車  
(浅草) → 東武日光線 → 東武日光駅下車  
(特急一時間四〇分)

② 東武日光駅発・日光湯本行バス（東武バス）→竜頭の滝  
(りゅうづのたき) 下車（所要時間約一時間）。尚バスの時  
刻によっては国鉄日光駅を経由するバスもあります。

一・一〇～一二・〇〇

〔研究会報告〕

(1) 関西地区研究会

(2) 東北地区研究会

(3) 関東地区研究会および総括

司会者の問題整理

(8時～10時頃) 8.05 .45  
農村人口移動便 (14時～最終便)

14.41 15.00 .41 16.35 17.27 18.24  
9.20 .50 10.21 11.01

## ○ 大会事務局連絡先

〒321 宇都宮市峰町三五〇 宇都宮大学教育学部社会学研究室  
TEL ○二八六（三六）一五一五（内）二八〇

または

〒167 東京都杉並区下井草一一二五一一 柿崎京一  
TEL ○三（三九九）〇七六三

## 〔報告要旨〕

### 昭和期の農村人口移動の展開 — 福島県平地農村の事例 —

栃木県立郷土資料館 内田博栄

本研究の調査地は、福島県安達郡大山村（現在は大玉村）である。この村は、野尻重雄博士が昭和十二年から十五年に行なった農村労働力移動調査（この成果は『農民離村の実証的研究』として発表されている）の調査村落の一つであり、その調査個表が完全に保存されている唯一の村である。そこで野尻氏がかつて実施した調査時を起点として、それ以後から現在までの期間（分析は昭和五年から五〇年）における農村人口移動の追跡調査を行ない、昭和期の農村

人口移動の展開過程をとらえようとした。

農村人口移動は、日本社会が恐慌、戦争、敗戦の混乱、高度経済成長と社会経済的に急激な変化をとげる昭和期には著しく活発化し、農村人口は流出・流入を繰り返した。とくに戦後の高度経済成長期には、山村地区を中心として、人口流出、出稼ぎ化、兼業化が一層深化して、村での生産活動や生活は大きな影響を受けることになり、舉家離村から村落の崩壊という過程をへて廢村にいたった例も多数みられた。

この農村人口の流出に関する従来の理論は、次の二つに整理することができる。その一つは、農村側の要因、すなわち農民層分解や農村過剰人口等の要因によって、農村人口が押し出されるとするブッシュ理論である。もう一つは、都市と農村の所得格差や就業機会の差等の主として都市側の要因によって、農村人口が引き出されるとするブル理論である。この二つの対立的な見方は、現実に多様な展開をみせて いる農村人口移動を、主として経済変動（景気変動）との関連でとらえ、それとの相關関係の有無を考察してきたのである。しかし、論争に用いられた農村人口移動者数のデータを検討みると、非職業移動者を含む農村人口移動者数のデータを用いて、好況・不況期における離村・帰村の問題を論じてきたのであり、正確さに欠ける面もあった。

とくにこの問題を重視したのは、不況期や戦中・終戦期のような混乱期では、非職業移動が、農村人口移動の中で重要な位置を占めるのではないかと考えたからである。すなわち、職業移動が社会経

済的影響を直接的に受けるため、好況期には職業移動が増大し、不況期には減少するが、非職業移動（とくに縁組移動）は、職業移動とは反対に、好況期には減少し、不況期には増加する。非職業移動が、不況期に減少した職業移動を補充して、好況・不況にかかわらず離村者を一定に保つ役割をはたしているのではないかと考えられる。

もう一つの問題点は、帰村移動に関する疑問である。従来から不況期には帰村移動が増加することが強調されてきたが、次三男（女）である傍系家族員が帰村できたであろうかという疑問である。大河内氏の出稼型理論では、農家の次三男である貯銀労働者は工場地帯で「一家を構え、都市生活をはじめるのであるが、それでも劇しい恐慌や長期の不況に見舞われると、彼らは再び出身の農村に似而非的な『帰農』を行ない、貯水池の中へ還流してゆくのである」と述べ、恐慌や不況の際には、貯銀労働者（離村者）も帰村できると主張されている。しかし、恐慌期や不況期の農村の困難、農民家族員の多さ等を考えてみると、都会に出た次三男（女）がたやすく農村に戻れなかつたのではないだろうか。帰村できたとしても、生家の後繼者となる予定の者や結婚前の若者に限られるのではないだろうかと考えられる。

本研究では、以上のような問題点を中心として、昭和期の農村人口移動の展開について、移動概念を明確にしたうえで、調査事例とともに考察してみたい。

## 能登島町綱目における

### 親族組織と集落構造

野母崎高校 熊川富男

#### （問題の所在）

農村社会の変容は、農村をとりまく外的条件に規定されると同時に、その農村社会自体がもつ内的条件によつても規定される。国家独占資本主義の再編による支配的資本の攻勢は、農民層分解に拍車をかけ、集落内の階層を流動的なものにしたが、個々の集落の状況により、集落構造への影響は、一様でない。集落民は、自分たちのおかれた状況に応じて何らかの工夫をし、問題の解決をはかりながら集落社会を維持してきていると思われる。

國獨資による農村農民の支配メカニズムを明らかにする視点では顕在化した社会事象や行動する集団等に焦点が当たれやすいために、集落内に存在する集団・個人の社会関係の累積、堆積による、その形態、機能が軽視されがちである。集落は、人々が社会生活を営む基礎的単位として、社会的経済的相互扶助協力、共同防衛等の様々な機能を果たしてきた。それは地縁、血縁関係の累積・堆積する中で、長期にわたって形成されてきた社会関係を基礎にした、相互依存的な社会であるからである。各地の農村集落は、集落を再編成する方向に動いているが、再編成過程において問題解明が十分なされないまま再編化が急がれたために、数多くの課題が提示されている。そこで、経済体制論理だけでは計れない農民の行動価値感を、

集落に存する基礎集団からもう一度解明する必要性が生じていると言えよう。

本報告では、集落民が集落社会を見きわめるなかで、自らの生活防衛のために、外的内的諸条件に対応していく基礎集団のひとつとして、親族組織をとりあげる。親族組織は集落社会の構成単位であるあるいは家族を組織化したものであり、したがって家あるいは家族の内部構造とともに地域社会の構造の規定要因である。つまり、親族組織は、地域社会の性格を規制し、又、逆に、地域社会の性格に規制されて、自ら変容し、もって家族あるいは家の内部構造に影響を与えると考える。以上の点が、集落構造の変容を考える上で、親族組織をとりあげる理由である。したがって、本報告では、特に集落社会の解体・再編への動きが、親族組織の動きなどどのように関連しているか、を明らかにすることを課題としている。

#### 〈事例報告〉

調査対象地は、能登半島七尾湾に三方を陸地で囲まれた能登島の北東部にあり、富山湾に接している鰐目集落である。総人口四三二名、世帯数一〇五戸である。(昭和五十三年八月現在) 世帯数は、戦前戦後を通じてほとんど変化がない。年令別構成は、どの年令階層にも一定数が確保されているのが特徴的である。また成年男女の続柄は長男・長女が多い。鰐目は半農半漁村の集落である。収入からいえば漁業のウェイトが高いのであるが、集落内の社会関係は、田の所有高に基づいている。階層構成は、藩政期における「くじ」

という単立で区分される。「一くじ」=二十二名を基準にし、一くじ層・半くじ層・しかいち層(四分の一くじ)・じゅうろかいち層(十分の一くじ)・頭振り層(個人所有田なし)の五段階に階層区分がなされている。これは構成戸の家格を示すとともに、この持高は、集落の共同漁業經營である「たら網」の収益配当率を示し、さらに区費(村万難)の賦課基準ともなっている。

同族団における家の系譜の相互認知は、社会的血縁関係における家間に、明確な相互認知がなされている。婚姻については、分家後継者の場合、同族本家世帯主の承認が必要である。配偶者選択の範囲を身分圈と地理的距離圏で考察すると、身分内婚の存在が確認され、特に中層においてその傾向が著しい。集落内婚は、全体として高い比率を示す。地理的距離圏でみると、鰐目集落を核として見た場合、核周辺と外周が上層の範囲であり、その中間が中層、下層の範囲である。

擬制的親子関係ここでは鳥帽子親子関係であるが、それを家の関係として見た場合、部落構成戸の多くが、この関係を締結している。鳥帽子親子関係の締結目的は、最初、同族関係の再補強であったと思われるが、現在はそれを含みつつも、「頼りとなる親の庇護下」に含まれたい、という意識に変化しつつある。他地域から嫁あるいは婿として転入してきた者は、本人もしくはその配偶者が鳥帽子関係を結んでいる。このことから、この関係の締結が集落民としての承認を意味するものとも考えられる。

親族組織に繋なる人々のその内での序列が、集落社会では上・中・

下層と区分されている。そして、このことがより現実的な意味をもつのは、旧高持分を背景としつつも、集落、地域の政治経済における要職を、特定の家に集中させていることである。また、これが、特定の家と中・下層の家とを、さらに鳥帽子関係に結合させる契機ともなっている。親族組織から離れた家は、その家の繼承が危ぶまれる。

#### （まとめ）

伝統的な生活形態を変容しつつも、それを色濃く維持している集落においては、「家」の繼承が、特定地域の上で、社会的単純再増殖過程として展開している。地域の経済的扶養力に大きく規定され、特定の家だけの社会的拡大再増殖を許容されるものでない。そのことが、集落の構成戸数を一定範囲内に限定してきたのである。

縦目に定住権を確保し生活を営んできた家では、家相互間の生産、

生活連関を通して、「家」の維持と繼承が約束してきた。したが

って縦目集落では、同族姻戚関係・鳥帽子関係といった親族家相互間の連関が最もとして形成されたものと考えられる。

当日は縦目集落における親族組織の形態・機能を個々の事例に依拠しながら、その特徴を明らかにし、それらが集落構造とどのように関連しているかを、報告したい。

## 沖縄村落の社会構造

東京大学 佐 渡 和 子

村落社会構造の解明は、農村社会学の重要な課題の一つである。本研究は、沖縄農村の社会構造が如何なる特性を有しているか、そしてそれが如何なる条件規制の下に形成展開してきたか（国頭村奥の事例調査を通して）の究明を意図したものである。

さて、社会構造は政治構造の規制をうけ、さらに経済構造を基礎にして構築されるものであると考える。それ故に、村落社会構造の特性把握の方法として、まずすべての前提をなす自然的条件、次に政治的条件および経済的条件の特性の分析を行い、それらの相互作用が社会構造の形成にどのように影響してきたか、それら諸要因の分析を通して課題の解明を試みる。

### 1. 自然的条件

まず、自然的条件の特色としては、沖縄県は日本最南端に位置する亜熱帯の群島であり、風水害に加えて旱魃被害の多い天災多発地域である。

縦文後期の沖縄では農業が開始されて、定着的村落が形成された。村落社会はマキ（=村落）の守護神の鎮まる御嶽の祭礼の中心的役割を果す血縁的集団の中核たる宗家（=草分け家）の根人が政治

的支配者となり、その姉妹の根神が宗教的支配者となる祭政一致体制を以って発達してきた祭祀共同体として把握される。

以後、沖縄の宗教は政治に卓越する歴史性を有してきたが、政治理制の変化に伴って政治的支持の弱まりと共に伝統的宗教の衰退がとくに明治以降は強まつたが、名実ともに政治的村落と化したのはむしろ戦後といえる。

琉球王国は古くから中国の支配下にありながらも独立国の性格をもち、王尚真（一五〇〇～一五三六年）時代に中央集権が確立したが、封建社会の身分制度は未発達で士農の二階級のみの分化にとどまつた。旧藩時代には貢納確保目的の地割制度が施行され明治末期まで続いた。薩摩專制下（一六〇九～一八六八年）では収奪は強化され、慢性的飢餓が生じたが、地割制度・袖山制度・エイマワリによる共同耕作および共同貢納などの共同経済を営む共同体として、支配者の意志である成文化した内法が共同体規制のかたちをとつて貫徹されてきた。

明治維新の琉球王国廢止、沖縄県設置により政治制度の諸変革がなされたが、旧慣習存政策であつたため、伝統的慣行や組織は弛緩傾向を示しつつも維持されていった。明治後期以降は全国有数の移民県となり、戦時には激戦地、戦後はアメリカ施政下の経過を経て一九七二年に本土復帰するなど、相対的に独自性の強い歴史を開拓してきた。

### 3. 経済的条件

主産業をなしてきた農業は、焼畑の輪作農耕形態の伝統をもつ畑作農業で、農業技術の劣悪さによる粗放性と零細性が特色をなしてきただ。村落においては一八世紀になつても流通経済は未発達であったが、資本主義の浸透により明治中期以降は甘庶を中心とした商品作物栽培が普及していった。地割制度とその後の労働力流出の影響により、戦前は制度としての地主制度は成立せずに終つた。戦後は製糖資本の掌握による甘庶とバインのモノカルチャの生産構造に変化したが、依然として低生産性の特性は続いている。

### 4. 社会構造とその形成要因

沖縄の親族関係は、「①ビキ系の語—Aビキ方式（先島・国頭・奄美—基本的には双系性）Bバラ・門中方式（本島中・南部—父系的傾斜）→祖先関連的親族カテゴリー」、②バーレージ系の語→個人関連的親族カテゴリー」の二種があり、親族の双系性が発達している。

薩摩支配以降は、中央支配者文化である父系親族集団で經濟的政治的機能はもたず祭祀的機能のみをもつ門中制度が、平民間にも普及して伝統的先祖祭祀集団に接合していくが、僻遠地では未発達に終つた。

以上から知られたように、低生産性農業を經濟の主軸としてきた上に長年にわたる琉球王府と異民族との二重支配による収奪の影響

により私財ひいては家産の形成は不可能となつて階層分化は進まず、その結果家格も觀念も発達せず家の封鎖性は希薄であつた。視点を換えれば、祭祀を通して個人は血縁を超えて村落共同体に統合されてきたのであり、家族は村落共同体の中に埋没してきたのである。したがつて、村落の社会化の単位は家族ではなくて個人であつて、個人中心の双系的親族構造の上に築かれた封鎖性の強い村落はフラットな社会構造を形成してきた。

以上より、冲縄村落が諸条件の規制をうけて形成してきた社会結合形態の特性とその形成要因の把握をなしえたと考える。近年の激しい社会変動は村落の社会構造にも激動を与えていたが、その伝統性は基底に残存していくものと考える。

## 山村社会における

### 商品生産の展開と農民層の動向

#### —高知県十和村古城部落の事例—

古城部落は戦前より共有林をもつていたが、戦後、分割され各戸

に等しく配分された。が、組山はなお残されており、伝統的な形式平等性は崩されつつも、今なお生きている。そして、その部落運営は、自由民権運動によつて明治十四年につくられた自治組織たる「民会」の規約、部落総民会議規則を基本線として行なわれている。また、現在では、毎年五月一日のメーデーの日を勤労農民の祭日と定め、どんなに農作業が忙がしくても、この日は部落総出で盛んな「椎茸祭り」を行なつてゐる。

前近代・近代・現代の三者がからみあいながら、この“むら”は前述の如き問題に直面しているのである。この問題—課題の克服は

注目をあびてゐる。この部落ぐるみの研究会を援助してきたナツ農協は、昭和四十三年に朝日農業賞を受賞し、近年（昭和五十四年）では、この研究会が山村振興優良事例の対象となつて現在にいたつてゐる。そして、この古城椎茸生産については、すでに多くの報告がなされている。が、これらの報告は必ずしも実態を明確に反映したものではない。そこには現在多くの問題が横たえられている。椎茸木確保の問題、生産資材の値上がり、加えて椎茸価格の低迷、後繼者問題等が椎茸生産農家を下降分解へ追い込みつつあり、一部出稼ぎ農家の出現をもみるにいたつてゐる。また、チーンソーによる椎茸原木の伐採、電気ドリルによる玉木への穴開け作業等によつて、世帯主や主婦に白ろう病がはじめている。近代化路線にのらず、独自の乾燥椎茸による商品生産を展開してきた古城部落は、今や大きな危機に直面してゐるといえる。

本報告でとりあげる高知県幡多郡十和村は、現在、椎茸生産全国一を誇る村であり、その本核をなすのが古城部落である。この古城部落では、昭和三十三年に古城椎茸研究会が結成され、以来、この研究会は部落の農民のほとんどをここに結集・組織化し、椎茸栽培技術の研究、古城式椎茸乾燥場の発明等先駆的業績を残し全国的に

近代化路線に抗しての新しい“むら”的創造より道はなく、それは何よりも現実そのものが要請しているといえる。

今年は、自民権百年にあたる。自由民権運動の合言葉「自由は土佐の山河より出づ」が現代的視点から再考されるときである。

高度に発達した戦後日本資本主義の現状にあって、「むら」とは何かを山村社会における商品生産の展開と農民層の動向をあとづけつつ一考してみたい。

## 集団栽培後の圃場整備・

### 水利組織再編成と村落の変容

—鶴岡市京田地区林崎部落の事例—

仙台大学横山敏  
東北大学大学院小林一穂  
東北大学大学院武田共治

東北地方における「年雇依存の富農經營」崩壊の時点で、傍系家族労働力流出による労働力確保の困難に対応して、庄内農村においては、省力技術の採用（中型トラクター導入を基軸とする）と併せて農繁期労働力を確保するために従来の部落組織再編の上にたつ水稻集団栽培を組織し、六十年代後半以降その組織の簇生をみた。この組織によって「地場労働市場の相対的未展開」という条件の下で、日雇賃金水準においてすら経営維持の困難な庄内上層農の零細性－無償労働組織としての村落——、その下での最高の生産力水準の達

成がみられたのである。

米の生産削減・転作強制の下にある庄内の農業と村落は大きく変容をとげつてある。農用機械の新たな採用（トラクター大型化、田植機、コンバイン導入）は、農業労働力の不用化を推し進め、七十年代の労働市場の展開、なかでも恒常的賃労働の拡張のなかで、無償労働の原理はその有効性を失った。その結果、「部落ぐるみ」の水稻集団栽培組織は七十年代後半にほぼ解体するに至った。農業をめぐる環境条件の困難性が増大する下で、家計費の過半以上を農外所得に依存する農家が庄内においてもふえている。しかもなお、農地購入というかたちでの規模拡大が不可能とされた集団栽培時的小農經營の水準を現時点での担当者層がいかなる内容・水準で突破しているのか、ないし停滞しているのか、その下での小農民の社会関係としての村落はどうなっているのか、このことを対象地、鶴岡市京田地区林崎部落にさぐることが本報告の課題とされる。

本報告の要点は以下のとおりである。

第一に、林崎における集団栽培の解体要因と解体過程をさぐる。ここでは、集団栽培の解体は、コンバイン導入と田植機導入（→共同田植解体）のなから進んでいった。こうして、春作業も秋作業も個別化ないしは有志共同という形態へと変化していく。そのような農作業の形態変化が農外労働市場との広範な接触によつてもたらされた兼業依存の深化に規定されつつ、機械化・省力化という農

業内部の要因と重複して進行したのである。それゆえ、村のためなら無償でも働くといふ人々との姿はなくなっていた。

第二に、水田利用再編対策下での農民の米づくりからの後退のもとで実施された圃場整備事業（三反区画、用排水分離、パイプ灌漑、農道整備）が、物財費一般の高騰に加えての農家負担の大きさ、機械化、現存する各戸の農業労働力と関連してひきおこしつつある農民各層のこの事業に対する態度のちがい、各層におよぼす影響、村の変容をさぐる。林崎では、兼業化の深まりのなかで、「耕作の受託関係は未展開」であった。むしろ、部落内三十一戸中五戸の農家が離農し、部落外農家の「開發」代替地としての入作が増加していた。自治体農政、農協の地域農業計画とあいまって圃場整備事業がこの関係（「耕作者相互の同質性」）にいかに関与するかが注目される。すでに、用排水未分離のなかで存続した村仕事、他村との関係もパイプ灌漑の下で大きな変化を示しつつある。

第三に、現時点における新しい生産組織の展開について検討する。

林崎では、転作への対応として行われている「田畠輪換実証圃」に

おける共同作業、水稻の事実上り秋作業共同をおこなう「種子生産組合」（14戸、部落内9戸）、数戸による育苗・田植共同およびト

ラクター共同が有志結合としておこなわれその内容はかなり専門分化している。専門分化したこれらの集団におけるオペレーター賃金は都市並みに上昇している。すでに林崎では、離農という形での下降分解が下層農家にみられ、他方では兼業化の拡がり、深まりの下で経営の個別化、数戸共同による作業のもとでの経営の維持がなさ

れてきた。すでに述べた諸条件の下で、土地と経営の分離、土地売却という形態での分解が進展するか否かが問われている。

第四に、第二、第三の現状の基盤の上に部落会がどのような変容をとげつつあるかが検討される。集団栽培を基礎に、生産から生活に至るまで相当に統合され一体化した部落は、農外労働依存と都市的生活の浸透のなかで経営の個別化と有志共同への分化をとげつつある現時点で、自らその原理を変えつつある。集団栽培を支えた「自然公民館」—部落会の体制にも弛緩がみられ、同時に部落会の機能には生産と分化した生活上の機能への傾斜をかなり示すようになっている。生産組合も一部落内にのみ包摂されえぬ任務の比重を高め、役員手当の額もかなり高くなっている。そのような状況下での村の現段階的性格規定が問題となろう。

## 明治・大正期の農村計画構想

東京農業大学 佐々木 豊

「ことわり」「農村自治」を共通課題とする二十六回大会での拙い報告「町村是調査と農村自治」の不足を補う意図から右表題の自由報告を希望したところ、課題報告の依頼を受けた。先の大会でも同じことがあり、討論を混乱させた反省があるが、またして表題が課題と類似するという単純な動機から課題報告とするもので、共通認識の欠く单なる素材提供であることを断わっておきたい。

(1) 三回にわたる「農村自治」の討議はそれぞれ有益なものを持

むが、農村自治とは何か、あるいはその範囲、主体、自治制度の係りあり、村落共同体・集落を含めて農村社会をどうとらえるかといった基本的な点で論議がわかれていったようである。

しかし、農村自治が問われたのは、農業・農村生活の「破壊」状況に、「家」・農家存在・個別経営では十分に対処・防禦しえず、何らかの組織的対応が想定されたからであつたろう。従つて農村自治の「史的展開と現状」の中で「構造と論理」、「制度と主体」が問われなければならず、それが故に共同体論を含めた農村社会への視点が農村研究の基本課題として論議されたと考えられる。

いずれにしろ、自らも変質する農民主体が現代の農業・農村の危機的状況をいかに認識し、切り開いてゆくかが農村自治の課題であつたとすれば、自らの葉わいたる農業生産と生きる場面たる農村社会をいかに想定し、いかにあるべきかの将来展望が必要となつてくる。これが「農村計画」を問う事由であろう。

(2) その概念規定はさまざまであるが、たとえば現代に限れば「農村自治」は資本（資本主義・国民経済）、行政（国家権力、國家行政）等々の外的作用力を受けて変動・変容する農村社会を農民自身がいかに主体的に認識し、自己の実存を確保するための課題を抽出して外的作用力に対抗・適応する主張・行動だとすれば、「農村計画」はさらに積極的な自己再編であり、自己の存在の場と構成要件のあるべき姿を構想し、課題解決・構想実現の目的を設定して目的達成のための手段・方法を配置し、実現主体の統合と、内部の

調整を進めてゆく過程だと考えてよい。

(3) ところが、自治体農政、地域農政等と「農村自治」が意識されながら、一部の試行を除いては意図された農民の主体的なものではなく、行政の先導する地域農政特対事業等に吸収され、いままた地域計画・むらづくりなどがいわれながら新農構・環境整備事業に組み込まれ、計画工学・プランナーにゆだねられているのが実状である。いわば「農村自治」「農村計画」の意図された行動が農村内部に自生しないかに見える。

(4) しかしながら、農村史をふりかえる時、前述の意味での「農村自治」を意識し、「農村計画」を構想したもののがなかつたわけではない。たとえば幕末期の二宮尊徳の「仕法難形」、明治初期の「報徳結社」、松方デフレ期の石川理紀之助による「山田村經濟会」、明治中期の「適産調」「町村是調査」、明治後期の「模範村」運営、「町村是」設定、大正期に至る「農村經營」、昭和經濟恐慌期の「農村計画」などのなかに農村計画の初期的意図があつたともいえる。こうした事例は、たとえば地方改良運動、民力涵養運動、農村更生運動に吸収され、その中で推進され、ファシズム、軍国主義、ネオ農本主義のイデオロギーによつて色づけされて、天皇制国家を支える作用をなしたことはいうまでもない。しかも、体制・制度の枠内での試行であり、戦時体制につらなるイデオロギー性を有してゐた。しかし、そうした外被をとり除くと、日本資本主義の生成、天皇制国家の形成に伴う矛盾の生起、農村社会にとつては变革期に登場する試行であつて、それなりの歴史的意味を有する。

(5) いうなれば、こうした試行の扱い手の性格を別とすれば、变革期に自生した土着の農村計画構想である。それが日本資本主義の内部矛盾の調整として利用され、國家権力に組み込まれ、体制支持基盤を醸成してゆく。その「構造と論理」、戦前期農村社会の「構造と論理」を明らかにしておくことは重要な作業である。さらに、これらを「超歴史的抽象的」に整序し、現代の混迷する農村社会での農民主体の再編への手立てを提供することは、研究上の自己満足とはならずとも、極めて現代的、実践的意味があろう。

(6) むろん、今日、農村自治が意識され、農村計画が構想されるのは、現代の資本主義・國家が「産業国家」として全体社会を構成する過程での農業・農村の危機的状況が前提となるように、農村自治が自覚化されたのは、明治期の日本資本主義の形成・展開、近代国家の形成・確立の過程においてであり、従つて農村計画はそれに伴う農村社会の疲弊・混乱、他方の地主的・土地支配、明治農法の展開の中で構想されたものである。

(7) そうした条件づきの農村自治を問うことから、先の発表では明治中期、地方自治制度確立期に展開される町村是調査運動のうち実態認識たる「調査」を見ておいた。そこで、他方の農村計画構想到了の「町村是」に限定し、その意図、目標達成、内部調整と主体統合の実相を整序し、これが官府的実施に吸収される過程、即ちイデオロギー性を伴つて国家体制に組み込まれるメカニズムを見てゆこうとするのが、ここでの課題である。なお、この運動は地方自治制度と不可分に結びつき、他方の部落・集落との存否との係りあいが

あり、運動自体もたとえば石川理紀之助の「適産調」との系譜がある。そこで、両者をオーバーラップさせながら、明治・大正期の農村計画構想をちょうかんし、農村更生運動への過程をデッサンしておきたい。

## 昭和初期の 経済更生運動と満州農業移民

山形大学 森 芳 三

### 目 次

#### はじめに

1. 経済更生運動の発端
2. 経済更生計画の主内容と関連諸政策
3. 経済更生運動の諸段階
4. 農村計画と農業移民

#### むすび

#### (内容の重点説明)

はじめに、経済更生運動の政策の形成、その政策史的位置づけに力点をおき、ついで(2)では、当時の関連した諸政策をもふくめた全体との関連と更生計画の主な内容を、特徴的にとらえることに努めてみる。(3)では当時の国家政策の段階、あるいは戦争の進展の発展段階とのかかわりにおいて、更生運動の位置づけを行い、

最後に、計画の年次性、いわゆる計画として現れる理由をたずね、また農業移民を具体的に扱う。

ただし、(4)の項目は、多少変更あるかもしれません。「分けて扱つた方がよいかどうか、もすこし検討させていただきます」。

## 米の生産調整と農民の対応

### —福島県北会津村真渡部落の事例—

東北大大学院 武田共治

本報告は、福島県北会津村の、とりわけ真渡部落の事例をもとに、米の生産調整という事態への農民の対応の在り方を検討することを通して、村研の共通課題である、下からの農村自治にもとづく農村計画の問題に接近しようとするものである。

ところで、一九七〇年代以降、稻作転換対策、水田総合利用対策そして現在の水田利用再編対策へと、次々と米の生産調整政策が展開されざるを得ない根拠は、一般的には次の二測面から指摘されよう。すなわち第一に、稻作の生産力の向上とともに、稻作への集中化傾向によつて「米過剰」が生じたこと、第二に、米の消費量の低下によつて「米過剰」が生じたことである。しかし問題は、そうしたことが自然発生的に生じてきたのではないという点にある。すなわち、第一の稻作への集中化傾向という問題は、兼業化との関わりがあり、従つてその一条件としての機械化との関わりがあ

る。さらに米以外の農産物の価格保障の不充分性という問題とも関わっている。さらに第二の米の消費量の低下という問題は、当然、MSA協定以来の農産物輸入の増大、とりわけ小麦の大・量輸入の問題と関わっている。そして、そうした兼業化・機械化・価格政策・農産物輸入といったことのいずれもが、農外資本の蓄積の条件と深く関わっていることは自明のことであり、その意味で、「米過剰」という現象は、日本資本主義の資本蓄積の構造、あるいはその農業版としての農業近代化路線というものの内実を、極めて明瞭に表現したものであるといえよう。従つて「米過剰」の根本的解決には、農外資本の強蓄積の抑制および農業近代化路線の転換が不可欠であるといわなければならない。とはい、それは農政にとってなし得ないことである。従つて、資本蓄積の構造や農業近代化路線をそのままにして解決を図ろうとするであろう。その時に取らざるを得ない解決の形態、それが米の生産調整政策の強行という形態にほかならないのである。

ところで、問題がそうであるとしても、現実に生きている農民としては具体的な対応をせざるを得ない。そこにさまざまな矛盾や、また対応における差異が生じている。さらに、現実に日本の農業が稻作に偏重した構造であることを条件としてうけとめるとすれば、今日の水田利用再編対策も指摘する食糧の総合自給率の向上をもたらすような日本の農業構造の改善は、当然必要であるといわなければならぬまい。

こうした問題意識から、北会津村の、とりわけ真渡部落を対象に

とりあげたいことは次の諸点である。すなわち第一に、水田利用再編対策への対応における農家ことの差異、およびそうした差異を決定づける諸要因の分析ということである。そして、要因としては次のことあげる必要があると考えている。まず客観的な要因として、  
①農地改革以来の土地所有者と経営耕地規模の条件（従つて貸借関係や受委託関係が含まれる）がある。一般に大規模農家は積極的に対応していると思われがちであるが必ずしもそうとは言えない。田畠のトータルではかなりのバラつきがある。たしかに一町未満層では、代理転作や委託転作が多い。しかし一町以上層をみると経営規模では、トータルより畑作面積との関わりがありそうである。こうしてみると、従来のような経営耕地規模による階層区分の有効性が再検討されなければならないのではないかと思われる。ところで前述の畑作地とも関わって、②水稻と畑作、その他の部門との割合という条件があろう。一般に畑作に積極的な農家は転作にも積極的であるといえるが、なかには、すでに畑作が多いのでこれ以上の転作は無理であるという農家もある。これは労力との関係である。すなわち、③家族労働力の、農業と農外への配分状況という条件がある。これは農民の対応を直接的に規定する重要な条件であるが、この条件自体が所有や經營の規模、および農外労働市場に規定されている点も看過しえない。さらに労力配分と関わって、④機械化の進展度の条件があろう。そして、⑤北会津村の農業構造に大きな変容をもたらしている圃場整備事業の進展の条件がある。以上の客観的要因に加え、現実の転作への対応が同じ客観的状況におかれても異なる

ていることが問題となる。その点で、各農家が現状どの関連で、いかなる経営の方向を志向するかという、経営志向という主観的要因を考慮したい。その際、いわゆる労賃・利潤・地代の三範疇の機能的分化が主観的にどの程度展開しているかが問題となろう。

第二にとりあげたい問題は、以上の分析をもとに、転作への対応を通じて、いかなる性格の生産力主体が形成されつつあるのか、あるいは、転作が文字通り総合自給率の向上や農業構造改善に結びついているのか、さらに農地流動化との関わりはどうか、といった点を農民層分解の問題と関わらせて考察することである。

そして第三に、水田利用再編対策にみられる地域農政的発想の問題である。すなわち部落的対応がみられるのであり、そこに部落としての機能がいかなるものとして作用しているのかを検討したい。以上の検討をもとに、下からの農村自治にもとづく農村計画の、とりわけ主体の問題に接近したい。今日において農村計画を必然化せしめる要因として非農家との調整という問題が大きいであろう。しかし一九八〇年で、北会津村は耕地のうち水田八四%、畑十三%であり、農家率約八〇%という純農村である。しかも平均経営耕地面積が一町（福島県は一町）、専業十六%，一兼四四%，計六〇%と農業の比重が高い。従つて農村計画の方向は、いかなる農業を求めるかにより規定されよう。この点は、今日の地域農政に含まれるコミニティ政策が農業近代化路線との関わりで展開されていることを示されている。

## 農村計画における合意と集落

中国農業試験場 工 藤 清 光

### 一、はじめに

農村計画にとって、計画立案主体、実施主体が農村住民という受益主体と一致する場合はもちろん、一致しない場合でも、農村住民の主体的参加による合意形式が基本的な課題となつてゐる。本報告はこの合意形成について、島根県の一山村集落における圃場整備事業と集落振興事業の導入・実施過程を分析し、理論化の手がかりを探らうとするものである。

分析の視点は、①合意形式の論理構造、②合意形式の場としての集落組織、③農村計画におけるリーダー、村役場などの役割と事業制度のもつ意味の3点である。

### 二、対象集落の概況

対象集落は、島根県飯石郡吉田村菅谷集落である。ここは広島県に接しており、鉄山師田部家の所在する村である。菅谷集落は役場から約5kmはなれた戸数三九戸（全戸農家、うち一兼一戸、二兼二八戸。五四年）の散在集落で、戸数の減少は比較的少なく、後継者も残つてゐる。

農業は、平均耕地面積一〇七aで、水稻を中心に肉用牛繁殖（二七戸）、それに養蚕、タバコが數戸ある。また、一戸当たりの山林保

有面積は約一〇haである。

集落の自治組織は、九つの隣保組から成り、役員としては、隣保組長の他に全体から選ばれる正副会長、会計、正副の公共、衛生、体協部長などがある。一戸当たりの自治会費は月三五〇円で、全員常会、組長会議が合せて年に二〇回近く開かれている。特徴あるのは、一戸数戸が半日単位で順番に出役する村夫の慣行である。また、これらとは別に、谷筋ごとに四つの実行組合があり、独自の役員と会計をもつてゐる。

### 三、導入事業の概要

菅谷集落に圃場整備事業導入の話がもちこまれたのは五一年二月のことであった。これを契機に県単事業の集落振興事業（いわゆる新島根方式）、それを補完する村単事業等をいれ、総合的な集落づくりをはかった。

新島根方式では、まず二人の推進員を中心にはんりん計画を策定する（初年度、補助二二万円）。それに基づいて市町村は事業計画を立て、県は事業のはりつけを行う（二年度目）。これには国、県事業の優先的指定、融資、集落振興特別事業（総事業費三千万円のメニュー方式の事業で、補助率は50%前後）がある。そして三、四年度目が集落振興特別事業の施行期間である。

菅谷集落での主なものは、生産基盤整備（圃場、道路、河川）、経営近代化（稻作機械、シイタケ用機械、ナメコ用建物、樹苗用防除機）、生活環境整備（実行組合用集会所、広場、防火用水、カーラ

ブミラー等)である。

#### 四、合意形式の論理構造

圃場整備事業に対する賛成、反対理由をみると、対立は主として事業の便益一費用の評価をめぐって見られる。それは誤解、不確実性、経営規模、タイプの違いに基づくものである。これに対して、合意は有効性、合法性、正当性の三方からなされる。

有効性は便益一費用の評価で、評価の接近、間接的、付隨的便益の算入による合意である。合法性は全員参加(という決定)に対する同調行動であるが、それは永続的関係における相互主義、全人格的・重層的な社会関係、平等主義と集落準拠性を前提としている。正当性は永続性を重視する基本的観念・価値に依っている。

この合意は個人目標が異なる中での達成手段の一一致にすぎない。したがって、より高次の共同目標を模索することになる。広場づくりなどの生活関連事業の場合は、個人目標が共同している場合といえよう。

合意には、この他限られた事業費の中での事業の取扱選択即ち事業費配分の優先順位決定、事業実施の方法、例えば、圃場整備における換地、事業費のフル制などの調整がある。

#### 五、集落組織

事業実施のために、圃場をよくする会、營農機械組合(水稻)、菅谷高殿集落振興会(広場)などが新しくつくられた。しかし、事

業導入の決定は集落自治組織の場で行われ、これら機能集団の結成も承認された。そして、事業導入の話し合いは、全員常会(説明)一実行組合の会合一全員常会(全体的意志確認)のバーテーンをとった。集落構成が同質的で、問題が全戸に関わっているという条件下で、地縁的組織を基礎とした話し合いは、次のことを意味する。  
一つの実行組合での意見対立に対して、他の実行組合での合意は調整の手がかりを与える。すなわち、合意の社会化、普遍化の根拠が組織機構上用意されている。  
このことを一般化して考へる上で、集落組織機構の指示・立案、決定、実行の三機関の組合せによる類型化が示唆を与えてくれる。

#### 六、リーダー、外部の働きかけ

菅谷集落の推進員は二名とも、村議(当時三四才)、森林組合理事(四八才)という全村的役職者が選ばれた。彼らは世帯主層だけではなく、青年、婦人、老人各層からの意見も吸い上げ、計画案に取り入れていった。二人は課題遂行と集団維持機能を分担しあうとともに、村役場へも積極的に働きかけた。村役場もまたこれに応えて、夜の会合への出席、村単事業の制定を行った。

村あるいは県の事業制度が農村計画にとつても意味は、①補助金という資源の導入、②政策による計画目標の権威づけ、③事業基準・実施細則による組織化、調整の大枠であるが、それらはある種の価値を内包していることを見おどしてはならない。

## 七、おわりにあたって

「」での対象は、あくまでも集落住民の同質性と集落の統一性の高いケースであって、異質化、解体している集落ではなかった。したがつて、合意形成の解明は限界をもつが、そのための概念装置を一応は用意したつもりである。今後の課題としては、この概念装置の改善をはかり、合意形成についてより適用範囲の広い、一般性の高い理解を得ることである。大方の御批判、御助言をお願いしたい。

## 第三回研究会報告

期日	七月二二日(木)
会場	中央大学会館
報告者	船橋 晴俊氏(法政大学)
参加者	高山 隆三、高橋 正郎、柿崎 京一、 若林 敬子、蓮見 音彦、吉沢 四郎、 安原 茂、島崎 稔、森河 興三、 荒瀬 豊、長谷川昭彦、

## 「協働連関の両義性論からみた計画問題」

### 一、はじめに

法政大学 船 橋 晴 俊

社会計画を考える場合に基礎視角として「協働連関の両義性」と

くに「経営システムと支配システムの両義性」という観点を提出したい。

### 二、協働連関の両義性

(1)「協働連関」という言葉はマルクスが使ったもので、ドイツ語でZusammenwirkungであり、実体的には社会システムに係わる社会的行為の総体である。協働連関は「経営システムと支配システム」という意味で両義性をもつており、「対象的に客観的なシステム」と「主体的に主観的な行為の集合」という意味での両義性をもつている。ここでは前者の「経営システムと支配システム」という意味での両義性を中心に考えてみたい。

経営システムとは経営課題群の継続的充足のシステムと定義できる。また支配システムは2つのモメントから形成される。その第一は意志決定の文脈で、個人的意志決定と社会的(集合的)意志決定が考えられ、垂直的政治システムである。第二の契機は価値分配の文脈から閉鎖的受益圏の階層構造である。この場合の閉鎖的受益圏とは、外部に出た場合には得られないような個別の欲求充足の総体である。閉鎖的受益者の階層構造とは、このような受益圏が重層的に閉鎖性と対外配分格差とをもちつつ形成されるものである。

経営システムと支配システムの両システムは実体的な区分ではなく、社会のどの面をとり上げてもこの両義性がからみ合っている。企業・政府・労働組合、大学組織、宗教組織などなど社会のあらゆる断片に浸透している。また主体布置の形態としては扇型関係とし

である。

(2) 次に両システムにおける解決されるべき問題の設定のされ方の差を見る。

経営システムの文脈で社会的問題となるものは第1に「経営問題」——いかにして最適な経営方法を発見し、経営システムの存続と發展を実現するかという問題であり、第2に、その特殊な形としての「被圧迫問題」——例、大型店と従来の商店街——である。

支配システムでの社会的問題は、被支配問題——例、公害の被害、失業、職業病、労働災害等——、支配問題——上の問題を支配者がらみたもの——である。

(3) 経営システムと支配システムの存立の相互連関を基本的構成原理の水準からみると、支配システムは経営システムを包摂している。いわば、支配システムの方が優越した枠組と考えられる。具体的には二つの論点がある。その第1は、支配の確立によって経営システム内の統率者の指示の実効性を保証することである。円滑な経営がもつとも難しいのは政治システムと対決の状態にあるときである。第2は垂直的政治システムを通じて人びとの欲求を経営課題へ転換することである。経営課題の設定は経営システムの内部で自動的に決まるだけでなく、政治システムの中での要求提出と合意形成によつて決定される。

三、「経営システムと支配システムの両義性」という観点からみて

社会工学的発想の限界性

社会計画は、社会システムの作動についてなんらかの科学的知識を意図しながら社会を制御しようとする実践的思考の総体であるといえる。社会計画には非常に多様な潮流があり、その部分として社会工学的実践があり、さらにその中にあって、対象認識と最適手段発見のためにシステム工学の手法を転用しようとするのが社会工学である。

社会計画は社会工学的な要素（経営システムの文脈での最適手段発見）だけでなく、政治的要素、いいかえれば、支配システムの文脈における目的設定あるいは制御努力の実効性といった問題が含まれる。

(2) 支配システムが経営システムを包摂している。

社会計画は、経営システムの文脈と支配システムの文脈とを同時に展望しなければならない。社会工学へ矮少化されなければならない。

経営システムの目的群（経営課題群）を設定し、修正するのは支配システムである。経営システムの前提となる枠組をどう定義するかが問題で、下からの運動が支配者や統率者に対して要求を提出し、目的群を再定義せることもある。計画は、このように、運動とからみあつたダイナミックなプロセスである。

また、巨視的文脈での支配システムのありようが微視的文脈での個々の経営システムを包摂しているのである。

四、農村計画の諸問題点

(1) マクロ～ミクロの一重の展望と計画の必要

マクロの文脈では、農業、農村の進むべき長期的、戦略的方向は何か、産業構造の中での農業位置づけ、ウェイト、G.N.P. 中での農業のウェイト、就業人口の中での農業のウェイト、地域人口動態などをみなければならない。

ミクロの文脈では、各地域の自立的な経済基盤、生活基盤をいかに主体的に作り出していくか、これを両義性論の文脈にひきつけて考えてみると、地域の水準での経営システムの動態化の問題——問題形成、批判的現状認識、集合主体形成、潜在的資源の発掘などがある。

マクロ～ミクロのそれぞれの独自性と整合性をみていくとともに必要である。マクロ的進路に沿ったミクロの努力やマクロに逆行するミクロの努力など。

(2) 支配システムと経営システムという二重の視角で計画を考える必要

経営システム論の文脈で社会計画を考える際に大切なのは、個別の経営システムごとの環境(外的条件)の変化の予測である。(contingency theory [条件適応理論] の基本的発想)。予測せられる条件の出現が、さもなれば適切だった計画を挫折させていく。「これまでのさまざまな政策努力をこの観点から検討すべきである。」

支配システム論の文脈で計画を立てる場合の重要な主題として二点あげておく。巨視的資源配分格差をいかなる戦略では正していくかという問題がその一である。これは、マクロ的な格差を放置した

まま、ミクロ水準の經營努力だけで改善しようとするとの限界、移転あるいは贈与による蓄積のかたよりの是正といったものである。つぎに先鋭的な deprivation (被格差、被支配問題) を防止、補償をするためにいかなる努力がなされるべきかという問題である。これは地域破壊的な外部からの投資の拒否の問題や marginalization の圧力への対処の問題などがある。

(3) 環境要因としての都市部、第2次、第3次産業との関係の重要性 都市から農村、第2次、第3次産業から農業へのインバクトをどう予測していくか、第2次、第3次産業の発展が農村・農業にとって解体的圧力、圧迫発生源としてではなく、建設的促進的に作用する回路はないのか、農村地域への人口定住という課題の中に非農業人口をどう位置づけるか。将来、農村にはどういう人がどれだけ住むのがよいのか。

都市との調和あるいは連帯という方向で改善された地域の事例はないのか。農村地域における戦略的成長産業は何か。工業的サービス産業的要素を農村に導入した場合、それが外部資本に支配されるのではなく、地域の民力で上昇につながるような道は何か。

(4) 今までなされてきた政策努力の効果測定の必要 戰後の農政の諸政策の意図と実際の効果を比較することは大切である (evaluational approach)。今までの政策努力の中失敗や的はずれがある場合、その理由は何か。客観的主体的要因分析。

さまざまな財政支出、補助金の実効性はいかなるものであったか、

そして今後、財政支出の優先順位をどう考えるか、効果のうすいものを効果の大きいものにふりかえるにはどうしたらよいか。

政策の中でも、長期的に見た戦略的発展方向を切り開くようなものと、防衛的、うしろ向き的、緊急避難的なものとがあるであろう。この観点からさまざまな政策を位置づける必要性があり、また両者のバランスをどうしたらよいか。

〔文責 事務局〕

## 八 討論要旨

第三回研究会では、社会計画の一つの基礎視角として、「協働連関の両義性」という観点と、その立場からの農村計画の諸論点が、船橋氏によって提示された。

討論はまず、両義性ということの意味を問う（長谷川会員）ことから始められた。主体的な観点によって認識対象が構成されるというウエーベー的な考え方に基づけば、社会をいろんなベースペクトルから見ることができるとし、「存立構造論」という原理論によって協働連関の両義性は、経営システム・支配システム・主体的な行為の集合・対象的システムという二重の意味での両義性が論理的に考えられるとして述べられた。この理論とバーソンズのAGIL理論との関連が高橋会員よりたずねられた。きれいな対応はつかないだろうしながらも、この両義性論にひきつけて考えれば、バーソンズ理論は経営システムの文脈ではある連関について有効性をもち得るが、支配システムの文脈では鈍感であるように思われるとされた。

続いて、理論の内容に関して若干の質問がされた。長谷川会員から、マクロ対ミクロの中における経営システム・支配システムの相互関係について説明がもとめられ、今の段階では詳細に整理されていないとしながらも、論点としてマクロの文脈での支配システムのありようが個々の経営システムを条件づけており、また、支配システムと経営システムは実は一種のイレコ型の構造になつてているのだろうと答えられた。マクロ・ミクロといった場合、ミクロとは地域計画と考えられるのか（高橋会員）との問い合わせに対し、一概に言えないが、両者の質的差として参加主体の主体的地位、担い手の性格の差異が考えられるとしてされた。高橋会員から、単にマクロ対ミクロということではなく、地域計画の主体とミクロの構成員（個々の農家とか個々の所有単位といったもの）との関係が最大の関心事なのであり、地域レベルでの資源配分の問題として、土地の所有と経営を分離しながらどういうふうに担い手に集中してゆくかといった現実問題は、経営システムのみでは解決できないものであり、支配システムを考える必要はあるが、それを現実にどう対応させるのが問題であると指摘された。

ここで、基本的な疑問として、島崎会員から、このような一般理論を具体的現実に下した場合に抽象と具体との関係はつくのか、一般的抽象的な、たとえば支配システムという用語と具体である日本の農業を考える際の説明の概念とのギャップがどう埋められるのか、といったことが問われた。船橋氏から、この理論は都市における地域問題を念頭においたものであり、念頭において事例によって一般

理論が制約される面もある訳で、利用できる面があれば利用していただければと答えられた。

次にこの理論の現代社会分析の有効性に関する論議が多少展開された。高山会員は、支配システムを考えてゆくときに所有もしくは所有権というものはどう位置づけられるのかとの問題関心から、現代資本主義を考える場合、かつての所有権よりも決定権の方が重要なのだと、いいた論理で『現代資本主義の基礎理論』（岩波）が出されているが、そういう意味で、支配システムを考える際の決定権の重要性を指摘されているのかとの質問がだされた。現代社会論といつたことまでは射程に入れて考えている訳ではないとしながらも、支配構造を見る場合、決定権は重要であると直接的に考えたものであると述べられた。決定権の背後に物的な基礎があり、それが基礎理論となるのではないか、と高橋会員より問われた。それは支配構造の具体的内実を歴史的に個々の社会に則して分析してゆくということであって、この両義性論という基礎理論より一步具体に近づいた水準での議論であるとされた。決定権と所有権の関係と支配システムの閉鎖的受益圈の階層構造との関連について柿崎会員より質問された。それに答えて、所有権の階層で定義しているのではなく、受益の程度によって階層づけられているとされた。また、船橋氏は経営システムの価値配分構造については、ここでいう価値とは使用価値であって、資源とか財と換言できると述べられたが、資源とか財を含めた価値生産構造との対比において考察されるのでなければ、ただ配分構造のみでは整合性をもたらすか疑問であると高山会員が

らするどい指摘がなされた。

最後に、吉沢会員から、社会的問題を解決に向けてどういうふうにこの両義性論で解決に至るのかとの問い合わせられた。両義性論をふまえて「対抗政策」を考えてみると、それは経営問題的要素をうまく解決してゆくことが一つあり、同時に平行して経営問題解決の前提として、被格差・被支配問題も解決してゆくことである。と定義できる。この「対抗政策」を具体的な事例の中でどう議論できるのかということについては今後の課題としたいと述べられた。

村研ではめずらしく問題把握の基礎的視角に関する報告であった為、その理論の意味を問うことになじ始した感はあるが、両義性論といふ基礎理論が提供されたことは大きな収穫である。最大の関心事は、そのような基礎理論を現実の農業・農村問題、あるいは農村計画に如何に適用し、問題解決をはかつてゆくかということであろう。島崎会員が指摘するように、抽象的な一般理論と現実とのギャップをどう埋めてゆくか、ということは今後検討されねばならないだろう。

（荒穂 豊記）

## 東北地区研究会報告

期日 七月三一日（金）

会場 東北大教育学部会議室

報告者 岩本 由輝 氏

不破 和彦 氏

参加者

佐藤 勉、松村 和則、武田 共治、

佐藤 利明、星山 幸男、小林 一穂、

安田 尚、秋葉 節夫、佐久間政広、

細谷 昂、鳴田 隆、大川 健嗣、

内田 司、今野 裕昭、齊藤 吉雄、

とみることができよう。そして、その場合、いくつかの市町村ではいわば法を先取りするような形での農用地利用増進事業が実施されていたといわれているが、ここではそのような事例の一つとして福島県伊達郡靈山町におけるそれをみて行くこととしよう。

## 二

### 福島県靈山町における農用地利用増進事業の実態について

山形大学 岩本 由輝

#### 一

現在における農村計画を検討する場合、その評価はなお今後の歴史の展開を経たのことでなければならないとしても、具体的に進行しつつある農用地利用増進事業の実態を知つておく必要がある。この事業がいかなる背景をもつて登場してきたかについては、『研究通信』第一二四号所載の塙飽二郎氏の報告要旨「農業構造改善事業と地域農業」にみるとおりであるが、要するに一九六一年および一九七〇年の農地法および農業協同組合法の改正、一九七一年の農業振興地域の整備に関する法律（農振法）の制定によつてなし崩し的に進められてきた農地法体制の解体による農地の流動化が、一九七五年の農振法の改正によつて一挙に表面に躍り出てきたもの

靈山町は町の中心部掛田地区が福島県の県庁所在地福島市の二〇キロほど東に位置する山村であるが、近世中期以来の蚕糸業の展開にみられるごとく、早くから商業的農業を志向し、とりわけ近世後期に入ると蚕種生産地帯として特化するとともに、幕末開港以降、掛田は生糸の町として海外にまでその名を知られたところである。そのような靈山町の歴史については、『農村集落構造分析調査報告書』（農政調査委員会）の一九七八年度版および七九年度版の私の執筆部分によつて頂くとして、現在の靈山町のあらましを示すものとして、「表1.」と「表2.」を掲げておくこととするが、これらの数字からわかることは、農家一戸あたりの耕地面積が〇・八ヘクタールと規模が小さく、しかも都市近郊であるにもかかわらず、なお増大傾向にあるとはいえ、第二種兼業農家率が意外に低いことであり、そこにこの町の農用地利用増進事業が先進的であることの大きな理由がひそんでいると考えられる。つまり、この町の耕地面積がおよそ一五〇〇ヘクタールのうち、水田はつねに三分の一以下であることから、もともと平担部では果実・水稲・野菜・椎茸の複合經營農家が多く、労働力需要が田植や稻作などの時期に集中する水稻單作地帯と異なり、夏秋きゅうりを中心とした畑作およびその前後作

〔表1〕 霧山町主要統計指標（農業関係）

項目	1965年	1970年	1975年
耕地面積(ha)	1,555	1,512	1,460
総人口(人)	13,525	12,519	11,855
農家人口(人)	10,921	9,699	8,614
総世帯数(戸)	2,579	2,552	2,573
農家戸数(戸)	1,898	1,825	1,736
農家率(%)	80.8	77.5	72.7
専業農家率(%)	31.1	24.6	19.8
第1種兼業農家率(%)	43.9	39.8	35.9
第2種兼業農家率(%)	25.0	35.6	44.3
農家1戸当たり耕地面積(ha)	0.82	0.83	0.84
農業粗生産額(百万円)	385	1,691	3,486

資料：農業センサスおよび耕注統計

〔表2〕 農業生産の推移（霧山町）

(単位: ha t, 百万円)

作物名	1970年			1975年			1978年		
	作面積	生産量	粗生額	作面積	生産量	粗生額	作面積	生産量	粗生額
米	508	2,200	296	446	1,909	469	427	1,812	574
夏秋きゅうり	33	1,400	88	37	1,780	224	53	3,830	647
いちご	10	70	14	9	134	60	10	245	161
にら	2	24	36	7	96	185	9	164	46
りんご	93	1,220	65	39	920	166	58	951	152
桃	262	4,420	225	147	2,853	431	223	3,360	268
養蚕	346 千本	303	340	303 千本	264	452	418 千本	250	563
しいたけ	270	132	73	1,125	287	212	3,000	540	382

の通年的に労働力を必要とするといった条件があつて、水稻単作地帯にみられるような農作業の本格的な受委託組織といったものはこれまでほとんど現われることとならなかつた。とくに夏秋きゅうりやいちごのハウス栽培など単位面積あたりの生産性の高い施設園芸が盛んになっていることが、耕地面積が小規模の専業農家を生み出す要因となつてゐるのである。その意味で水田の減反政策の影響をあまりこらむることのない農家が多いといふこともできよう。かくて、この町ではすでに耕地の所有面積あるいは経営面積をもつて農家規模の大小を論ずることができない段階にいたつてゐる。そのことは、この町の農業の粗生産額において、すでに夏秋きゅうりが米を上まわり、また伝統的な蘭の生産額が米についていることからも明らかである。しかも、粗生産額と作付面積を対比すれば、夏秋きゅうりやいちごやにらなどの単位面積あたりの生産性が米や桃や蘭にくらべていかに高いかがわかる。さらにしいたけも単位面積あたりの生産性という比較は、その栽培形態の性格上できないが、やはり収益性は高く、粗生産額において急上昇を示してゐる。しかも、これらの数字は一九七八年度のものであるから、その後において、さらに夏秋きゅうり、しいたけ、いちご、にらなどの粗生産額は増大しているものと思料される。

ところで、靈山町の果実や野菜の生産は、この町が福島市や郡山市の近郊にあることから比較的歴史は古いようであるが、とりわけ野菜については一九六七年度に隣接の梁川・保原・月館の三町とともに野菜指定産地となり、一九七二年から稻作転換促進特別対策事

業の一環として町内山戸田および中川地区に大型ハウスが導入されることによって促進された。この現象だけをみれば、福島市や郡山市を市場とした地域農業の確立ということがいえそ�であるが、実際は野菜生産の大規模化とともに市場としての福島市や郡山市はほとんどネクタリシブルなものとなり、夏秋きゅうりや椎茸の場合、生産量の九割以上が京浜市場に送られなければならないという皮肉な結果も現われている。そうしたことから、定住圈構想の枠のなかで地域農業の確立を企図する町の産業課および農業委員会と農産物の出荷販売を担当する靈山町農業協同組合の京浜市場志向との間に少なくとも一時期、地域農業のあり方をめぐつてかなり微妙な関係がうかがえたことも否定できない。農協側にいわせれば、地域農業といつても福島市や郡山市を市場にする程度では需要量はたかが知れており、さしつめ個別農家のひき走りで間に合うが、現在のような野菜の生産量をかかえては、もはや京浜市場を袖にして福島市や郡山市の市場開拓につとめるなどということは理想論といふよりも市場における需要構造を理解せぬ机上の空論、さらには暴論となる。靈山農協では組合員の搬入してきた生産物は何でも扱うことになる。靈山農協では組合員の搬入してきた生産物は何でも扱うことにしてゐるが、農家は自分の手で売れるうちは自分で売り、自分の手で売り切れなくなってきたとき、農協に持ちこむということになる。だから「表2」に現われた数字のほとんどのものは、農協を通したものであつて、ものによつては統計的に把握される度合が低くなるが、そうしたものほど農家にとって有利な生産物なのである。たとえば、この町のりんごのうち、富士は美味できわめて好評

であるが、これはほとんど個別的に取引がなされており、統計に現われているのは、そのような市場性を欠いたスタークリングやゴール

デンに限られていることである。また、急速に生産の伸びているだけであるが、この場合も農協を通さないものが多くあり、るしいだけであるが、この場合も農協を通さないものが多くあり、るしいだけであるが、この場合も農協を通さないものが多くあり、

現に私に調査中、この町で最大のしあげ生産者が自分のところの生産量が正確に入ればこの町のしあげ生産はずつと大きくなるであろうと豪語しているのをこの耳で聞いている。

このようにさまざまな思惑の渦巻くなかで、靈山町の農村計画は進められているのであり、それは集落営農団地育成によるむらづくりと互酬的な農地管理制度の創出による農用地利用増進という二本の柱がある。そして、靈山町ではこれらの事業を農業委員会の手によつて進めているところに大きな特徴がある。しかも、その限りでは行政主導型にみえるが、靈山町ではこれららの事業をあくまで農民の自立的な話し合いによつて出てきたものを農業委員会がとりあげるという方式をとっているところにもう一つの大きな特徴がある。新しい農政の展開のしかたとみることもできようか。

### 三

靈山町のむらづくりは、一九七六年に第二期に入った福島県首都農業確立運動が集落営農団地の育成に重点の一つを置いていたことに着目し、町農業確立運動の一環としてこの事業に取り組むことになった。それまで靈山町の農業は、耕地が山村特有の傾斜地・山間地が多いことから集団化が遅れ、圃場整備率も一九七五年段階で六%程度と低かったが、そうしたいわば遅れた条件を活用しての事業

の展開が行なわれることになったのである。

靈山町と農業委員会では、農村計画の一本の柱である集落営農団地育成事業の実施にあたって、

集落懇談会を開催して、「話し合い」をすすめる。

集落営農団地の実態をみるとため、今後の當農志向を「調査」する。

地域農業にかかる新たな知識を収得するための「研修会」を開く。

農地の有効利用をはかり、遊休地・未利用地の活用によって農業生産基盤の整備と確保を行ない、総合生産性の向上につとめる。

これから集落づくりについて「営農集落団地基本構想」を樹立し、農業経営の安定と新しい農村社会の創造のための集落づくりを考える。

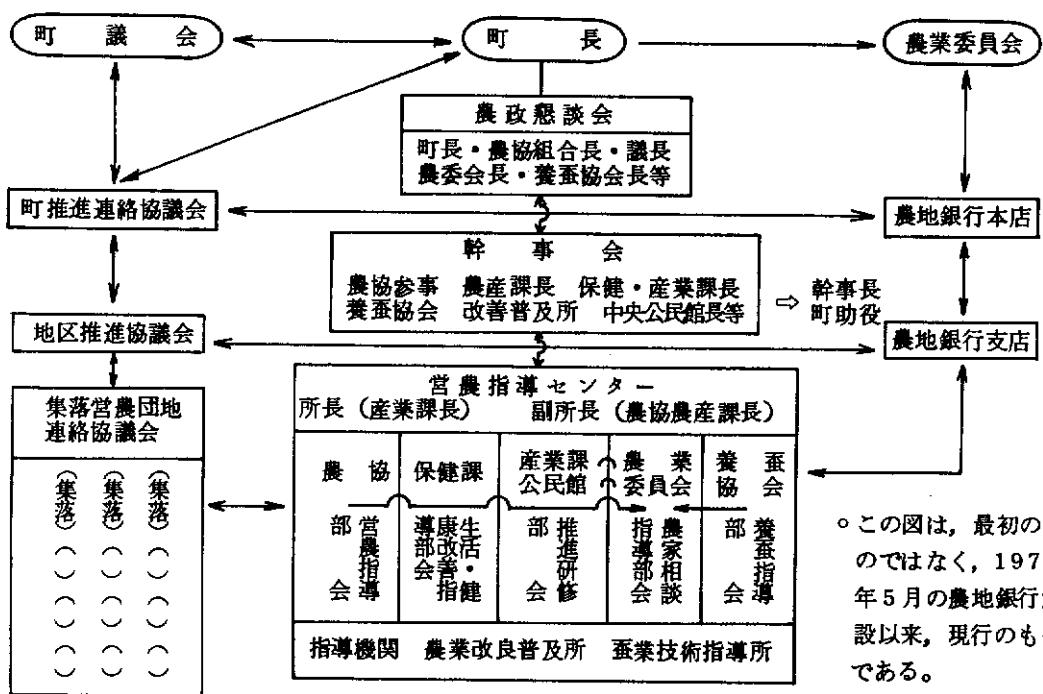
地域農業の確立をはかるため「集落営農団地整備計画」を作成する。みんなで力を合わせて、地域農業の振興と複合経営の確立のために「集落営農団地構想」を尊重し、効率的な事業の運営と展開をはかり住みよい村づくりを期する。

という目標を掲げ、五か年計画で農業センサスにおける六九集落のうち三〇集落を拠点施設営農団地として育成し、これらを核として全町内への波及効果をめざしたものであった。その指定にあたっては、集落懇談会や役員会や総会を繰り返すことによつて集落営農団地整備計画書ができるところからということになり、一九七六年度に一つ、一九七七年度に七つ、一九七八年度には八つ、一九七九年度には六つの集落がその指定を受けている。もとより集落において世帯主だけではなく、青年、婦人、老人までのすべてを参加させて

の計画を樹立するといつても、それが最初からスムースに行つたわけではなかつたが、そのとき、各集落の伝統的な祭り、とくに演ずる者がなくなつて、いた芸能の復活をすすめて住民の結集がはかられたことは特筆に値しよう。あるいは、集落営農団地整備計画書づくりの相談にあづかつた町の産業課長佐藤要助氏（現中央公民館長）や農業委員会主事の鈴木久延氏がともにかつて教育委員会において社会教育主事の職にあつたといふことも、こうした結集方式の採用に関係があるようだ。『むら』のあらゆる伝統・伝承・慣習が動員されたことは注目すべきことであろう。さらに、祭り以外の日における集落住民の日常的な結集のためには、早起きソフトボーラーや薄暮バレー・ボタルの奨励も行なわれた。そして、このようにして老若男女の集まつたところで、集落営農団地整備計画、すなわち『むら』づくりがわかりやすいことばで話題とされたのである。

かくて、一九七九年五月には、「わが町のむらづくり推進運動の事業推進のため、各関係機関が有機的に連携をはかり、円滑なる営農指導等の助長をはかることを目的」とし、「地域農業の確立のため集落の段階から農業者の意向を集約し、地域に密接した相互理解に基づく事業の実施をはかる」ための靈山町むらづくり推進体制機構「図1」が作られるとともに、「靈山町における集落営農団地の円滑なる運営とその推進のため連絡協議をなし、各集落営農団地の健全なる育成と活動助長をめざし、もつてわが町の地域農業の確立と集落における生活環境の整備をはかり、住みよい村づくり運動の展開をめざす」ことを目的とした靈山町集落営農団地連絡協議会を発

〔図1〕 灵山町むらづくり推進体制機構



○この図は、最初のものではなく、1979年5月の農地銀行創設以来、現行のものである。

足させている。

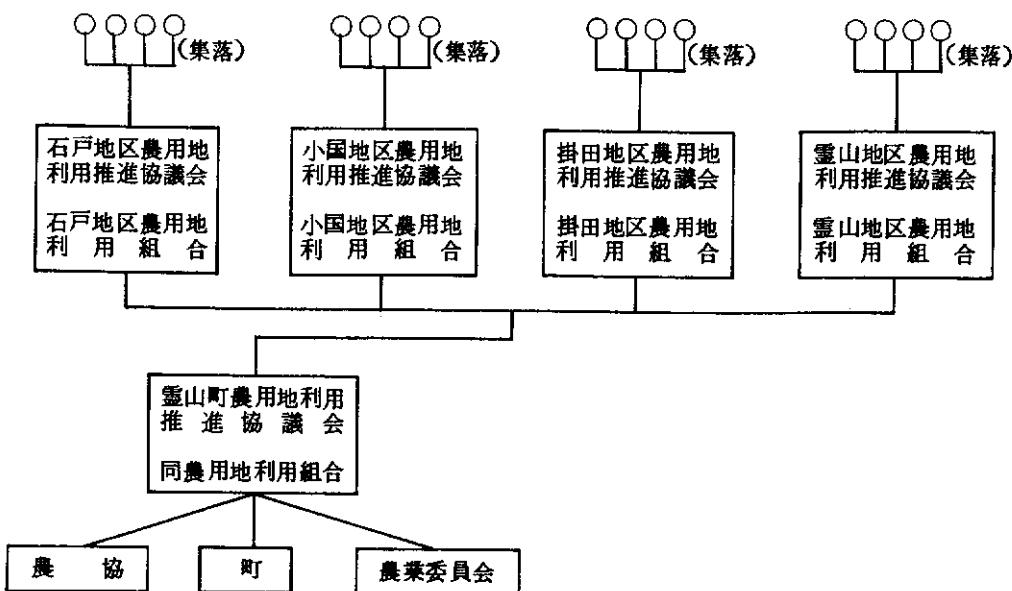
しかし、このような集落営農団地育成による「むらづくり」は、これだけでは単なる運動にすぎない。祭りを復活し、古い伝統や伝承や慣習を根こそぎ動員し、またスポーツの導入で新味を出したとしても、それはそれだけのことにすぎない。「むら」はやはり農業生産の場であるとき、当然のことながら農地の有効的な利用の実現が課題となってくる。そのときこの町の農村計画のもう一本の柱である互酬的な農地管理制度が意味を持つことになる。そして、それは現在までのところ、かなりの成果をあげ、他市町村の注目すると、ころとなっている。

#### 四

農家の青年の都市流出や農業就労者の老齢化などに起因する農地の資産的保有化傾向の増大、さらには戦後入植による開墾地など生産条件のよくない土地の荒廃といった現象が一九七〇年代前半を通じて進んだことは、靈山町でも例外ではなかつた。こうしたなかで経営規模の拡大を志向する専業農家からの切実な農地取得の要望もあつた。しかし、農地法の制約のもとでは、農地を貸した場合、小作権とか耕作権が強いことから必要が生じても返還されないおそれがあるため、他人に貸すより荒地にしておいても自留地として保有する傾向が強く、よしんば貸借が行なわれたとしても、ほとんどが一年限りの只約束の受委託にすぎなかつたから、借り手は長期的見通しのないまま場あたり的な農業経営にならざるをえず、貸し手にしてもそれと裏腹の不安がつきまとうという状況が続いていた。そ

こで靈山町では、一九七七年度に「農業者のための農業者による農用地管理」を標榜して、地域農業特別対策事業の一環として地域の農地の有効利用をはかる農業者の話し合いの場を設定するために、農業委員会が中心となって町内の集落を単位に農業委員、農事実行組合長、農業改良推進員、農業後継者、農協役員、町会議員、学識経験者のなかから一〇六名を選び、町長がこれらの人を農用地利用推進委員として委嘱するとともに、合併前の町村を単位に地区農用地利用推進協議会を設置し、農振法第一五条第一項の規定にもとづき、「安心して貸せる、必ず返せる」靈山町農用地利用推進事業の推進体制「図2」をととのえるとともに、「今後の農用地の効率的利用を通じ農用地の有効利用、農用地の流動化、農用地の拡大などを行ない、農業経営の近代化、農用地の流動化、農用地の拡大などを行ない、農業経営の近代化を図ることを目的として、当該地区的利用権の設定を促進するため」の機関として、一九七七年六月に靈山町地区農用地利用推進協議会を発足させている。なお、この事業推進はあくまで農業者の自立的な調整によって進められることが重要であることから各地区に「農用地の有効利用と農業経営の発展を促進するため、利用権取得農家および関連農家がその経営の質質の向上を図り、農用地利用増進事業の円滑なる運営を期する」ことを目的とした。農用地利用組合が作られることとなり、そのための申し合わせ事項が同年一月に作られ、現在、事業実施の地区ごとに「むらづくり憲法」と呼ばれている農用地利用規程ができる。ところで、「民主的な農地管理制度」たることを念願としている

[図2] 霊山町農用地利用推進体制



この町の農用地利用増進事業においては、各地区的農用地利用推進委員が中心となつて、「むら」の土地は、「むら」で利用するという原則にたつて、集落内での土地の貸借を第一義として進めている。ところどころに特色があるわけであるが、貸したい人、借りたい人はいるとしても、この問題は必ずしも当事者どうしでうまく話し合ひがつくとは限らない。そのとき、地区の事例に精通した地区推進委員は、あたかもあそこの息子とこちらの娘と一緒にさせてという形で世話をやく仲人のような役割を果たすことになる。つまり、甲の家では老齢化して田畠を耕やすぐねておるのに対し、乙の家では借地によって経営規模の拡大をしようとしているとき、いま老齢化している甲の家では「〇年もすれば東京に出ていた息子が定年で帰ってくる」、その頃になると乙の家が老齢化していくという事情が見込めれば、一〇年後には今度は甲の家が乙の家から耕地を借りようになることを前提として、現時点において甲の家から乙の家に土地を貸すという、いわば家族の年齢サイクルを考慮した勘定によつて農地の有効利用をはがろうという考えが根底にあるわけである。

かくて、「安心して農地が貸せる、借りられる」をモットーとしたこの農地の貸借は、農地法ではなくに農振法にもとづいて利用権を設定するものであるから、貸借期間が満了すれば無条件返還となり、しかも貸し手は雑作料を支払う必要がないとして、従来、農地の手続きによらないで相対で貸借をやつてているものにも適用されるものであることを呼びかけた結果、初年度の一九七七年度においてまず100名の人々の間で30ヘクタールの農地について利用権

設定、すなわち貸借が行なわれた。なお、この事業を推進するためとして靈山町農用地利用増進規程および増進計画に関する申し合せ事項が作られているが、その内容は、

- ① 貸借年期については、毎年一月一日から始まり二月三一日までとする。

- ② 貸借期間については、規程による申し出により三年、六年、九年、一二年とし、新たな増進計画を申し出る場合は、次計画基準年度の残余の期間とする。

- ③ 借貸については、規程の定める標準小作料を十分考慮するも、当該農地の生産条件を勘案して貸借人の相互の理解にともづく借貸を尊重する。

- ④ 増進計画同意書の取りまとめについては、貸借人相互の信頼と理解にもとづき、農用地の利用権の設定に関する意向聴取および調整等を行なう。

- ⑤ 増進計画に掲載する借受者の経営状況等の内容については、農家基本台帳および土地名寄帳より資料を収集する。

といふものである。この場合、農業の季節的サイクルを考慮して年度を行政的な四月から翌年三月までではなしに、曆年を採用したことは、一見何でもないことのようにみえるが、注目すべき点である。

この結果、一九七七年度から一九八〇年度にかけて流動化した農地は「五一・九ヘクタール〔表3〕」と靈山町の耕地面積の一割強にのぼっている。このうち、農用地利用増進事業のあるのがこれまで説明してきた地区推進委員や農地利用組合を通した農業者の自主的

(表3) 灵山町農用地有効利用農地流動化年度別面積内訳

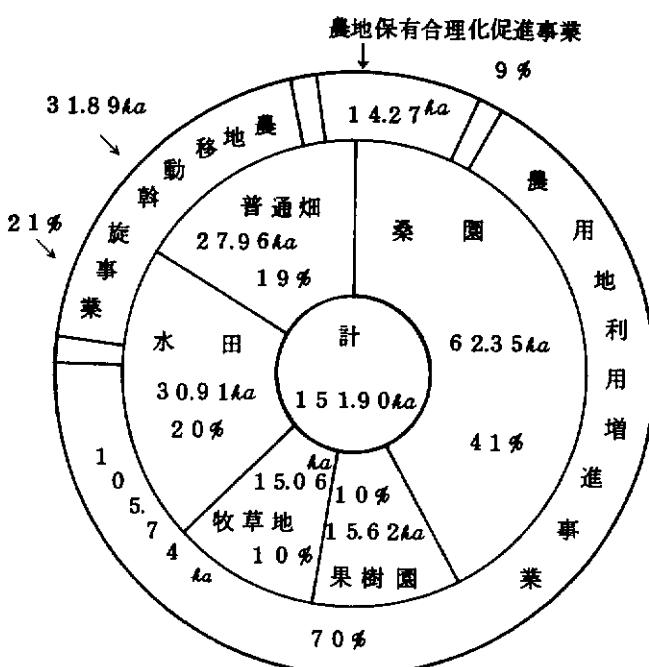
(単位 ha)

区分	1977	1978	1979	1980	合計
農用地利用増進事業	30.1	22.7	15.0	37.9	105.7
農地移動斡旋事業	5.2	2.5	18.0	6.2	31.9
農地保有合理化促進事業	1.8	1.4	8.0	3.1	14.3
合計面積	37.1	26.6	41.0	47.2	151.9

\* この年度については、実質、農用地利用増進事業の規定による貸借を行ないながら、必要な手続をとらなかったものが5.5haあり、1981年に入って事後認定されたが、この表にはそれは含まれていない。

な調整によるものであるが、農地移動斡旋事業とあるのは農業委員会を通しての土地の売買・交換分合・貸借にかかるもので、とくに貸借については集落内でのそれが不可能となつた場合、他集落との間での貸したい者と借りたい者と調整を行なうものであり、さらに農地保有合理化促進事業は土地の売買・交換分合・貸借を財團法人福島県農業開発公社を通すことによって、他市町村を含めてより広域的に行なうものである。だから、後二者の場合は、前者による「『むら』の土地は『むら』で利用する」の原則に立ちながらも、農地の流動化をより促進するため、相互に面識のない者の間でもそうしたことを可能ならしめるものである。なお、このような形で流動化した耕地一五一・九ヘクタールを区地目別に示したのが〔図3〕であるが、桑園が最も多く、水田がこれにつき、以下、普通畠、果樹園、牧草地の順となっている。また、貸借、すなわち利用権設定期間は、一二年間という長期が最も多く六八%、ついで九年間が一二%、三年間が七%、六年間が四%の順となっているが、一二年間が最も多いのは、農地を一〇年以上貸した場合、貸主に対して農業者年金制度による離農給付金が支給されることがあるので、それを希望する者が多かつたことを反映している。現行の農地貸付者に対する支給制度を一覧すれば「表4」のとおりであり、これにもとづいて支給された離農給付金および交付された流動化奨励金は「表5」および「表6」のことくなっている。つまり、九千万円近い現金が農用地利用増進事業によつて貸付者のふところに入つてゐることになる。

〔図3〕 農地流動化内訳 (1977~1980年度)



〔表4〕 農地貸付者に対する支給制度

貸付型	貸付要件	支給額			支給総額
		離農給付金 (イ)	前払小作料 (ロ)	流動化奨励金 (ハ)	
離農貸付	10年以上の貸付期間 所有自作地が30a以上 (農業者年金に入れない方)	62万円		10a当たり 20,000円	(イ) + (ハ) の金額
長期貸付	10年以上の貸付期間 所有地制限なし 貸付地10a以上		貸付地に対して10年間の 小作料前払		(ロ)の金額
中期貸付	6年以上の貸付期間 貸付地10m <sup>2</sup> 以上			10a当たり 20,000円	(ハ)の金額
短期貸付	3~5年以上の貸付期間 貸付地10m <sup>2</sup> 以上			10a当たり 10,000円	(ハ)の金額
普通貸付	貸付期間・面積制限なし	0	0		0

〔表5〕 農地利用増進事業による離農給付金支給明細

公告期日	人数	給付金支給額	左の内訳		対象面積
			大正5.1.1以前	大正5.1.1以降	
昭和52年12月1日	32人	26510,000円	13人	19人	21.8ha
昭和54年4月25日	19	19,950,000	12	7	12.9
昭和54年12月15日	6	7,490,000	5	1	3.3
昭和55年4月25日	10	12,220,000	8	2	4.9
昭和55年12月25日	10	6,300,000	4	6	2.9
合計	77	72,470,000	42	35	45.8

〔表6〕 農用地高度利用奨励金交付状況

区分	54年度	55年度	計
奨励金額	8,679,300円	8,741,500円	17,420,800円
対象者	90人	99人	189人

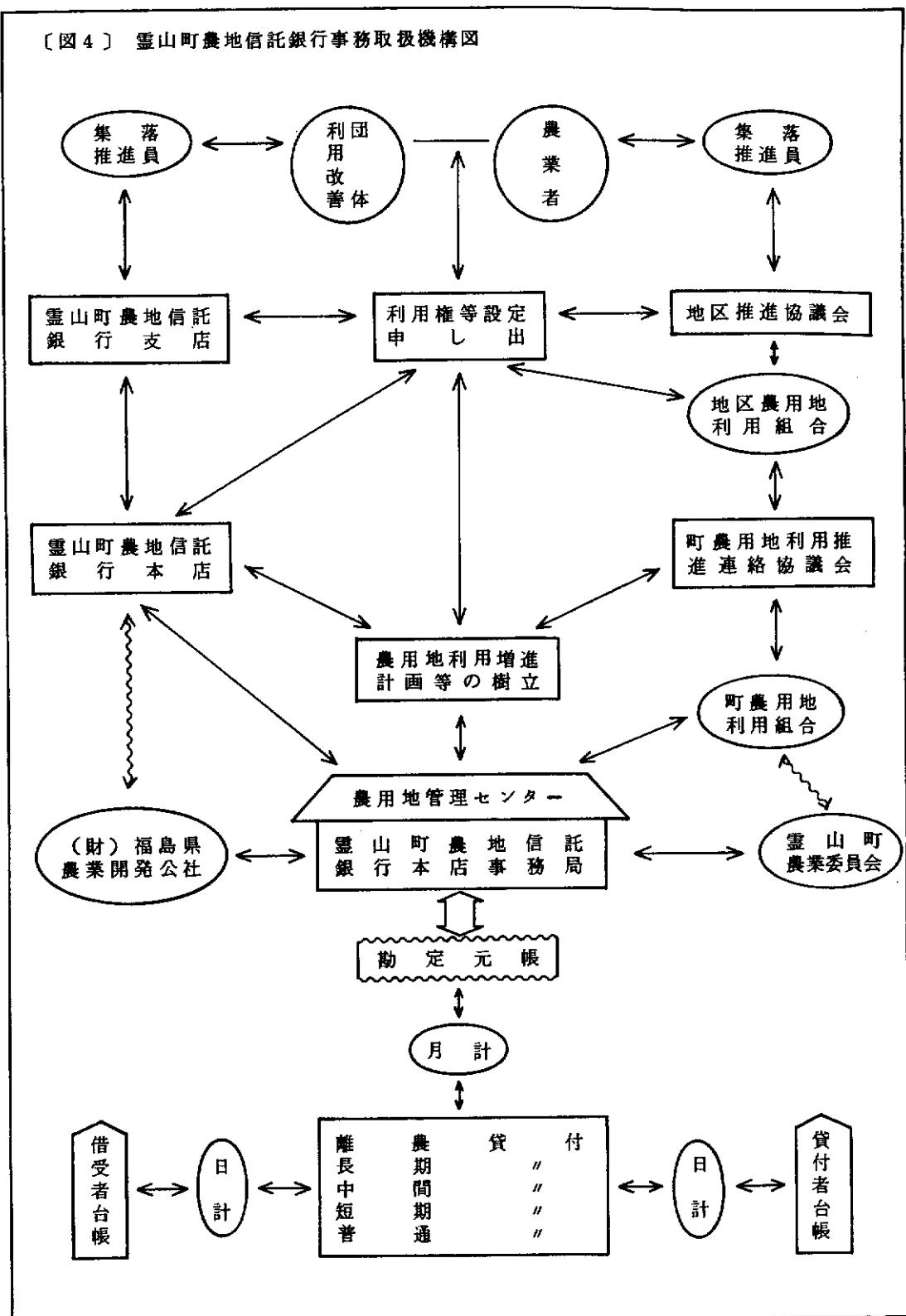
ところで農地の貸借ということになれば、当然、小作料額が問題となるので、それをみておく必要がある。

靈山町における標準小作料は三年ごとの見直しが行なわれることになつており、一九八一年一月からは水田については一〇アールあたり米五一〇キロ（八俵半）の収穫の見込めるところを上田として年二万九千円、四五〇キロ（七俵半）を中田として二万三千円、三九〇キロ（六俵半）を下田として一万八千円となつてているがいずれもそれまでの小作料を一千円ずつ引き上げたものである。しかし、これはあくまでも標準で、実務は一〇アールあたり米一一〇キロ（二俵）の現物が、それを前年度の生産者米価に換算したものとなつていているようである。ただし、集落ごとに生産条件が異なるので、集落ごとの農用地利用組合でそうしたことを勘案して決めているから、細部は個別の調査をしなければわからない。とくに、水田といつても借り手で稲以外のものを作れば、畑における作目ごとの小作料が適用されることになる。そこで畑の小作料ということになると、その標準小作料は一〇〇アールあたり収穫一〇〇キロの桑園に換算して一万三千円であり、これは六年間据え置きとなっている。しかし、実務は作目ごとに完全に異なつており、きわめて複雑である。すなわち、牧草畑は一〇アールあたり粗収益三万円とみて小作料は一千円から五千円、飼料畑は五万円とみて五千から一万円とみて一万五千円、果樹園は三〇・九〇万円とみて二・三万円、夏秋きゅうり・にら・いちごなどの施設園芸では、夏秋きゅうりの場合、一〇アールあたり粗収益八〇・一五〇万円が見込まれるとして小作料

三・四万円、なら・いちごの場合、一五〇万・三〇〇万円が見込まれることとして四・五万円となつていて。こうした実務小作料の決定も集落ごとの農用地利用組合の自主的判断にかかるところが大きいが、靈山町全体で面積を加重した畑の平均小作料を試算すると、一万七千円のわずかに上まわる程度になっている。

さて「表3」の農用地増進事業にかかる土地は一〇五・七ヘクタールであるが、このうちには一九七七年にはじまつたときの利用権設定期間三年のもの五ヘクタールほどが一九八〇年度に更新されたものが含まれているので、実質一〇〇ヘクタールとみてよい。そして、この一〇〇ヘクタールについてみると、貸し手が二八三人借り手が四六四人となつていて。貸し手より借り手が多いということとは、一人の土地を複数で分けて借りているからであるが、それは必ずしも貸し手より借り手が多いということを意味するのではなく、平均の借地面積が〇・二二ヘクタール弱ということからもわかるように、そもそも借り手の希望する面積が経営の規模の拡大とはいつても非常に小さいのである。それは、この町が最初にもみたように、水稻単作ではなく、施設園芸に重点をおいている「むら」であることにもとづいているのであり、夏秋きゅうりやなら・いちごで経営規模を拡大するにはそれほど多くの土地を必要としないのである。だから、この町の農業經營の規模拡大を志向する農家といつても、この町の一戸あたり耕地面積〇・八ヘクタールに〇・二ヘクタール程度を借地によって加えるといった形で進められているのであり、五ヘクタールとか一〇ヘクタールといった大規模農家が出現してい

[図4] 霊山町農地信託銀行事務取扱機構図



るわけではない。また、貸借において、作目や位置の関係から自分の土地を貸して、他人の土地を借りている場合もあり、そうした事例ではかえって経営面積を減らして経営規模拡大をしているということになる。それゆえ、この町では所有面積や経営面積の大小での農家の階層区分は意味がなくなっているわけであるが、こうした事情であるからこそ、この町の土地利用増進事業が急速に進展したとみることもできよう。さらに「表3」の農地移動斡旋事業と農地保有合理化促進事業による土地の売買・交換分合・貸借にあわせて四六二へクタールあるが、これにかかわった農業者は売り手貸し手が三〇人ばかり、買い手借り手が四〇人ばかりであって、農用地利用増進事業よりは面積が大きくなっているのは売買によるものが含まれているからである。

このような形で、農用地利用増進事業を積極的に行なってきた靈山町では、より広域的にこの事業を推進するために、「一九七九年五月には農地信用預託銀行（農地銀行）なるものを創設し、農地の貸借希望者はその旨をこの銀行に預託させることによって、集落」ととの農用地利用組合の活性化をはかるとともに、そのために財団法人福島県農業開発公社の積極的利用をもくろんでいるが、「わが町の農地の有効利用のため、農地貸借者が相互理解と信頼の中から各々の立場を尊重し、農地本来の価値を見い出し、地域に密着した農用地高度利用促進と農用地管理をはかる」ことを目的とした農地銀行の事務取扱機構図を「図4」に掲げるところであり、このことによつて「図1」にみると、むづくくり推進体制がより具体性を

帯びてくることが期待されているのである。

以上、靈山町の農用地利用増進事業の実態のあらましを紹介したが、その詳細は他日のこととしたい。他市町村においても農村計画としてこのような事業がみられるのかどうか、その点について会員諸氏の御教示を願えれば幸甚である。

## 一九七〇年代の農政と農村社会

東北大學 不破和彦

七〇年代農政の基本的な政策課題は、たとえば、「新農業構造改善事業」（七八年）に代表されるように、六〇年代のそれを発展的に継承した一連の「農業近代化」政策の推進におかれていいたといえよう。ここでは七〇年代における農政の基軸をなしていた、一つには、七一年に開始された「稻作転換（米生産調整）対策」を起点に、以後、「水田総合利用対策」（七六～七七年）「水田利用再編対策」（七八～八七年）と三たび名称をかえながら、拡大、強化の一途をたどってきた、いわゆる「米減反政策」。もう一つには、「人づくりと土づくり」をスローガンに展開された「地域農政特別対策事業」（七七年）に着目しながら、「農業近代化」政策の特質を要約的に述べることにとどめたい。

第一たは、これらの政策はそれぞれに異った政策課題を掲げているが、究極的には、兼業農家の脱農、つまり、農業からの離脱を積

極的に促進しながら、農林官僚が目ざす農業・農村の担い手としての「中核農家」の育成が意図されている点である。この点は、一見、「米減反政策」と矛盾するかのように考へられるが、今まで一貫して増額の傾向をたどってきた転作奨励補助金をもってにした兼業農家層とりわけ第二種兼業農家層の割当面積を超える減反への協力、これを契機とした経営または作業受託の進展などは、農林官僚の「近代化」策にこたえるものであったといえよう。こうした状況を「第一期（八一～八三年）水田利用再編対策」のもとでより一層深化させ、一方においては、七〇年代を通して潜在的に醸成された經營意欲の低下と相乗しあって、「米づくり」（農業経営）から離脱化現象を拡大再生産していくという構図がそこでは描かれている。また、「地域農政特別対策事業」の場合にも、施策の核に据えられていた「農用地管理条例」は農用地の有効利用と流動化を促進し、経営の規模拡大をはかるうといいうものである。福島県阿武隈山系の靈山町においては、七七年から七九年までの三ヶ年間に、全耕地面積一、〇四五haの約一〇%に相当する一〇四・七haが、この事業によって実際に流動している。もちろん、山間地帯という立地条件からして、直ちに、官僚が意図する規模拡大に結びつくか否か、は問題であるが、数字の上では一層を界にした農地の流動化が急速に進行しつつある。

第二には、「近代化」政策が、その基本的な課題を現実に達成していくために、町村行政さらには農協をはじめとする既存の農業団体等関係機関を、これまで以上に自からの傘下におさめて推進体制

を確立し、しかも、財政、人的な面での重い負担を課しながら強行されてきた点である。「米減反政策」の実施にあたって、農林省が莫大な「奨励補助金」をつぎこんでいることは周知のことであるが、福島県北会津村では独自に一〇a当たり三、〇〇〇円の奨励金を上の財政をさらに圧縮するという問題を新たに生みつつある。北会津村年度の村負担額は約三三〇万円に達しており、自主財源に乏しい村農協もまた転作作物の選択と技術指導、市場開拓と共販体制の確立、転作にともなう施設、機械購入と低利融資制度の導入など、「減反政策」下において独自の協力体制の整備を強く迫られている。同様のことは靈山町についてもあてはまり、「地域農政」の事業活動に投資した町独自の経費は三ヶ年間（七七～七九年）に約三、〇〇〇万円にも及んでいる。

一方、七〇年代の農政はその政策推進にあたって、「集落」と「人」を非常に重要視している。この点について、「地域農政特別対策事業」は次のように述べている。「この事業を実施するにあつて最も重要なことは、従来のように、国や都道府県など上から与えられたものとしてではなく、地域の住民の方々の意向を十分に汲み上げて、創意と工夫によって総合推進方策を作成することが大切である」と。このように、農民のもつて居る「エネルギー」さらには「自主性」にたいする「尊重」の姿勢を前面に強く打ち出しながら、政策の立案、作成そしてその推進を図ろうとする点が第三に指摘しえる。

こうした官僚の姿勢は、これまでの農政に示されてきたそれと対

比すれば、あたかも一八〇度の「方向転換」とでもいえるもので、この点をどのように評価するかは、意見の分かれどころである。たゞ、一つ言えることは七〇年代の農林官僚が政策の推進をめぐつて「発想」の「方向転換」を迫られたことの背景には、全国にむけて画一化された基準のもとで作成された政策内容を行政権力と「補助金」に名をかりた「金力」とを前面にふりかざしながら、強引に推進していくことが、もはや限界にぶちあつたことを、彼ら自身、経験的に認識したことである。その場合、看過しえないことは、この「発想」それ自体が七〇年代の自治省、国土省などを中心とした「コミニニティ」政策のそれに依頼していることである。つまり、七〇年代の国家による国民統治策として登場してきた「コミニニティ」政策の思想が七〇年代後半の農政にも貫かれていたということである。

自治省を主体とした「コミニニティ」政策は、大変に乱暴ないいかたをすれば、六〇年代の「高度経済成長」によって噴出した諸問題、諸矛盾の解決策として登場してきたものである。しかも、「コミニニティ」政策は、根本的な問題解決を志向するものではなく、たとえば、公共性、協調性、連帯性などの強調によって、階級的な利害対立とそれに基づいた諸運動を未然に抑止しながら、一方では、住民の主体性、自主性さらには創意と工夫などをキャッチフレーズに、彼らが内包しているエネルギーを積極的に政策課題の達成に取りたて、そのことをもって自からの体制の安定を目指すところこそ

の政策の意図がおかれていたといえよう。

したがって、「地域農政特別対策事業」以降、農政の一つの潮流をなすにいたつたこの「発想」の真意は次のようなものであった。前述した「米減反政策」「農地流動化政策」などをより徹底化した形で展開していくことには、当然のことながら農民の強い抵抗が予想される。このため、(1)農民の「主体性」「自主性」さらには「創意と工夫」などを「尊重する姿勢」を示しながら、政策を立案、作成し、その推進にあたって農民の多くから積極的な協力をひき出していくことが緊要なものとされたこと。また、(2)政策への農民の対応は「集落」内で「農業に取り組む者の創意を生かす」ために、「話し合い」による決議にゆだねることをうたうことによって、逆に、「集落」の構成員による協議、決議がまさしく「集団」の意志決定として「近代化」政策への不満を抑制し、「集落」ぐるみの近代化政策への「協力」を創出していくこと、がそれぞれ意図されていたのである。つまり、「農業近代化」政策の推進という大枠を固持し、その政策課題に抵触しない範囲内の農民の「自主性」「主体性」「創意と工夫」または「集落での話し合い」の強調でしかないことに注視すべきである。

以上、七〇年代の農政の特質を二点にわたって概述してきたが、七〇年代農政の政策課題は現実的にどれほど達成されたのか。さらには、農民が農政をどのように構造的に認識し、どう対応してきたのか、といった点を問うことは、七〇年代の農村社会の変動を把握するうえでの課題の一つといえよう。

## △討論要旨

東北大学大学院 武田共治

東北地区研究会では、岩本会員から、福島県靈山町における農用地利用促進事業の展開と農民の対応について、また不破会員から、福島県北会津村の事例をもとに、米の生産調整対策の展開と農民の対応について、それぞれ報告がなされた。

討論は両報告を一括して行なわれたが、その基本線は次の通りである。すなわち、主要な論点は、農地流動化政策や水田利用再編対策がいわゆる地域農政として展開されることの意味は何か、および、そうした諸政策をうけとめる中心となる農民はいかなる性格の農民であるのか、という点におかれた。こうして農政とその浸透過程との関わりにおいて、村研の共通課題である、下からの農村自治にもとづく農村計画の、とりわけ主体の問題にアプローチしようとするものであったといえよう。以下、こうした文脈から、討論を紹介する。

まず司会の大川会員から、靈山町の事例に関して、「階層」との動きはどうか、との質問がなされた。これに対し岩本会員は、集落内に対立を起こさないように集落ぐるみでとりくまれていることに特徴があり、むしろモデル地区に指定された集落とされない集落との間に対立が生じていると述べられた。また不破会員からは、北会津村では市街化区域との関連で、若松市からの入作という形で農地流

動化が進んでいるが、靈山町のように組織的にはなされていないことが述べられた。靈山町の事例は、その推進体制と流動化された農地の多さなどで注目されるが、その点で細谷会員は、ヤミがすべて表にでているという、めずらしい事例であると指摘された。

ところで集落ぐるみという点に地域農政の反映を読みとることができるが、その内実に立ち入って、不破会員は、靈山町の農地流動化の展開の条件として、集落レベルでの世話役の存在が大きな役割をはたしていること、および農業委員会の中心人物がかって社会教育に従事していたことも、地域農政の発想を実行する上で関わっていることが指摘された。また、武田会員から、農地流動化の範囲が問われたが、岩本会員は集落内が最も多いと述べた。そこで武田会員から、集落内が多いことと、いわゆる集落の土地保全機能との関わりが問われた。その点で岩本会員は、集落レベルでの推進員がとりまとめるので集落内が多いことになるが、それは互酬的性格のものであることを指摘された。また、地域農政の性格と関わって、大川会員から、行政は政策を農民のものへうまくすりかえているようと思うが、その点で、不満分子との調整をどのようにしているかとの質問がなされた。これに対し岩本会員は、金でつっていると述べられた。そこで佐藤(勉)会員から、町の計画にのらない部落はどうなっているのか、との質問がなされたが、岩本会員は、事実上切り捨てであること、また、のつた部落とのらない部落という対応の背後には政治的状況の問題が関わっていることを指摘された。その点と関わって不破会員は、のりおくれた部落とそうでない部落の

ちがいは、行政からみて、とつかりのよい人間がいたかどうかということがあると指摘された。

このように議論は、地域農政とそれをうけとめる集落レベルでのリーダー層の問題へと展開されてきたが、そうしたリーダー層の把握とも関わって、大川会員から、転作時代になつてくると、旧来のような水田經營面積による分解論の議論はむずかしくなつてくるのではないか、との問題提起がなされた。その点で岩本会員は、靈山町の場合はきゅうり五反あれば充分であり、階層性は問題とならないと述べられた。また細谷会員は庄内の事例をもとに、水田單作地帶の場合は、一町未満が委託側、二町が迷つており、二町以上の大部分が受託志向であり、一町から二町が機械の共同利用、二町以上は個別の機械化一貫体系というよう分かれている。ここに転作がからみ、一部に積極的な農家もでてきていると指摘された。そこで小林会員から、庄内の林崎部落における、田畠輪換大型実証展示圃の事例が話された。また武田会員から、北会津村真渡部落の事例では、転作への対応のちがいが經營耕地規模で区分できず、家族労働力や農外市場、あるいは畑作との関連、さらに經營志向との関わりがあるとの指摘がなされた。そこで大川会員から、階層分解論と転作志向をどう整理するのか、何のメルクマールをとすればうまく区分できるのか、との問題提起がなされた。この点で武田会員は、經營の内容が問題であり、そのくみあわせにより異なる経営類型へ分化するということが分解論の問題となると述べた。その点で細谷会員は、庄内の事例をもとに、一町以上層にバラついている酪農、あるいは

ハウス農家は、以前はプラスアルファとして多角經營であったが現在では一つのものに整理している。そうした特殊志向をもつた經營への分化がみられ、これは經營面積では切れないと指摘された。また岩本会員は、靈山町を念頭におくと総生産金額と経費を考慮しないと切れないのではないか、と述べられた。さらに不破会員は、北会津においても、"バナナとバイナップル以外はなんでもつくる"という状況から、主産地形成の方向がでてきており、また分解論との関わりでは、一町未満層が代理転作や委託転作に出しており、今後この層が上層に及ぶことも考えられることを指摘された。

こうした階層区分とも関わって問題とされたことは、転作や農地流動化を通して新しい生産力主体の形成を展望しうるか、という点であった。この点で大川会員から、北会津村の転作では特定作物から一般作物への転換がみられるが、これは一般的の傾向とみてよいのか、との質問がなされた。それに對し不破会員は、その条件として①村の産業課が収益性の高いものを奨励し、販路は農協、技術指導は改良普及所という体制ができていること、②もともと菜園場であり、技術的土壤があつたこと、③勤勉であり、とくに若い層が新しいものにとりこんでいる、という点をあげ、福島県全体の傾向とはいえないこと、さらに、とくに三町前後層にそうした動きがあると指摘された。また細谷会員は、奨励金めあてが一般的であると指摘された。いづれにしても、北会津村の事例では、転作を契機に畑作への經營構造の転換を図つていこうとする農家は極めて少ないといえよう。また不破会員から、靈山町の農地流動化は相互救済的なも

のであり、中核農家育成や生産基盤づくりには結びついていないのではないかとの指摘がなされた。その点と関わって鳩田会員は、初年度には三〇人の移動に二〇〇人も関わっている状況に注意を促した。さらに岩本会員は同一農家に土地貸借の重複があることを指摘し、靈山町の事例は互酬的なものである点が確認された。

ところで農政のいう中核農家育成からすると二兼農家が問題となる。その点で大川会員から、靈山町と北会津村のいずれも二兼農家の割合が低いのは、労働市場との関係からか、それとも農業生産への魅力からか、との質問がなされた。靈山町については岩本会員から、畑作の場合少い面積でもやってゆけるし、労働力関係の問題からも外に出てゆけない状況が、北会津村については不破会員から、若松市の労働力市場がせまいこと、畑作や果樹との関わりで労働的に外に出てゆけない層のあることが説明された。さらに大川会員は、中核農家育成論からすると二兼農家創出策が進められるがどうした動きはどうか、と問うた。そこで岩本会員は、靈山町は集落ぐるみであり、ともかくみんなで農業をやってゆこうということになつてること、また、兼業従事者も含めてソフトボールのチームが作られ、それが集落そのものを維持するために真面目に考えられていることを説明された。また不破会員は、七〇年代からの農政には、実質的には脱農の方向を進めながらも表面的には部落でとどめておく、という発想があるのではないかと指摘された。

ここで不破会員から、どのような農民が今後のむら社会のリーダーとなりうるのであろうか、との問題提起がなされた。不破会員も

指摘されたように、それは從来のように階層でいえる段階ではないが、農村自治をうけつぐ農村計画の主体の問題につながる重要な論点といえよう。その点で大川会員は、從来のリーダーと転作時代のリーダーの異同の問題として提起された。それらをうけて細谷会員は、上からの行政浸透とその出し方、および下からのうけとめ方、それらを結ぶパイプ役としてのリーダー、といった問題をめぐっては、農民はまだされているだけという評価があるが、実際はわりきれないこと、また、とりわけ構造改善事業のなされた七〇年代において農民の性格変化があり、単に補助金めあてではなく経営の問題を考える、何かやりたいという農民がでてきているのではないか、それを見抜いて地域農政は農民の創意工夫を強調しており、性格変化している農民の側も行政の意図を知りつつそれにのろうとする、という、地域農政と農民の対応への見方を示された。この細谷会員の指摘が討論のまとめを示すものといってよい。

しかし事例の中では、「新しい経営を考える農民」が明確な層ないし類型として析出されうるまでに現実が至っていないように思われる。その点と関わって不破会員から、北会津村では野菜のふりうりの多い段階であることが指摘されている。

以上が討論の主要な流れである。そのほか出された問題としては、土地利用組織と生産組織の関連（細谷会員）、後継者問題（佐藤会員）、標準小作料と実態との関連（鳩田会員）、土地貸借は借り手市場か否か（細谷会員）などがある。詳しくふれなかつたことをおわびしたい。

討論をふり返ると、七〇年代の諸条件を通して生じつつある新しい生産力担当農民の性格規定、それとむら社会のリーダーとの関連などにおいて、いまだ検討が不充分であり、農村計画の問題はまだまだ遠いと感じられた。大川会員も指摘されたように、今後しばらくたつてみないとわからないという問題自体のむずかしさもあると思われた。

別記のように、来年度三〇周年を迎える第三〇回大会を迎えにあたって、「村研第三〇回大会記念事業を考える準備委員会」から一応の原案が提出され、それをめぐって論議した。これについては別記参照。

## 運営委員会・宿題委員会報告

一、期日 八一年七月二二日（水）午後四時三〇分より  
一、場所 中央大学会館  
一、出席委員 高橋 明善、 吉沢 四郎、 島崎 稔、  
安原 茂、 高山 隆三、 柿崎 京一、  
蓮見 音彦、 高橋 正郎、 長谷川昭彦、

### 一、議題

#### (1) 第二九回大会について

研究発表の申し込み者は課題報告一名、自由報告八名あるが、これは一日の日程では多すぎ、また自由報告に偏っているので、会場担当校でもある柿崎氏には下りていいただき、自由報告から佐々木氏と武田氏に課題報告に廻っていただく。その上で、別記のように、大会のプログラムを作製した。

#### (2) 三十周年記念事業について

## 第三〇回大会記念事業について

村研は来年度第三〇回を迎えるが、これを記念して記念事業を企画し、準備するため、柿崎京一、高山隆三、安原茂、蓮見音彦、の四氏に依頼して「記念事業を考える準備委員会」を組織しました。このたびこの委員会から一つの原案が提出され、運営委員会で検討されました。ここに、その原案と運営委員会の論議の概要とを記載しますので、会員諸氏にも検討していただき、次の大会の総会で論議していただきたいと思います。

### 〔第三〇回大会 記念事業を考える準備委員会の原案〕

さきに、柿崎、高山、安原、蓮見の四名で構成されている記念事業を考える準備委員会では、記念事業をつぎのように計画したので、運営委員会に報告し、今後のすすめ方につき検討をお願いしたい。

(1) 第三〇回記念大会は、一九八一年一〇月頃に、東北地区で開催する。大会の共通課題は、「村落の変化と現状」とする。含意としては、「日本資本主義と村落」ということで、いくつかの主要画期についての報告と討論を期待する。このほか例年のように自由発表を公募し、第一日午前はこれにあてる。

(2) 「村落社会研究会三十年の回顧」についての座談会を、二回開催する。第一回は、できれば今秋の大会の後にでも、東京で開催し、録音をとって原稿化し、後出の年報特集号に掲載する。(場合によっては、研究通信に掲載する)。第二回は、三十回大会の際に、(大会の前日あるいは第一日の夕方)開催し、この場合には若い研究者を加えた座談会といった形にする。参考していただきたい方で、このいずれにも出席されぬ場合には、通信への原稿依頼ないしは、対談といった形で補充する。

(3) 年報については、八一年秋に「農村計画」、八三年秋に「村落の変化と現状」を内容とする通常の刊行を行うほかに、八三年六月刊行の予定で、特別号を発行する。この号は、「村落社会研究の課題」というタイトルで、すべて依頼論文により編成する。現在の年報編集委員会とは別に、編集委員会的な機能を作り、内容の構成、執筆者の選定を行い、総会(今秋)の承認をえた上で、明年一月頃までに原稿を集め、印刷を入れる。なお、上記の回顧の座談会は、編集の上で、この年報に収録する。そのほか、大会の第一回から第三〇回までのプログラムを全部収録する。

(4) 当委員会では、このほか、記念講演会の開催と、研究通信の復

刻についても検討した。記念講演会は、もし開催の希望が強ければ八一年一〇月の大会の前後に、東北で開催するのが適当と思われるが、開催するか否かは、適当な機関で判断されるように考えられる。また、研究通信の復刻については、費用の点で難点があり、記念事業としてはとりあげないでよいと考える。

(5) 当委員会としては、記念事業については、以上のように計画したので、運営委員会において検討された上、実施する事項となるべく早くに決定されるよう希望する。その上で、今後の実施には、実行委員会を組織し、座談会の企画・準備、年報特別号の編集、開催するのであれば講演会の企画・準備を担当させることが必要であると考える。なお、大会については例年のように宿題委員会・運営委員会が企画をすすめることが適当であろう。

以上

### 〔運営委員会での論議の概要〕

① 全体として、この原案は無難にまとめられすぎた。もっと野心をもち、銳氣をふるい立たせるものでなければならぬであろう。

② 共通課題「村落の変化と現状(合意として日本資本主義と村落)」

ということでは不毛な議論に陥る恐れがある。

もつと具体的に「村落研究の戦前・戦後」というのはどうか。

また他の委員からは「村落社会研究の現状と課題」「村落研究の現代的課題と理論的諸問題」「村落研究史の諸問題と現代的課題」というテーマが提起された。

③ 年報の特別号については、特別号を普通号と別箇に刊行するか、一冊にまとめるかはもう少し検討する要がある。

④ 大会を一日増して三日間にしたらどうかという意見、自由報告を犠牲にしても記念事業をやるべきだという意見もあった。

## 村研会員名簿について

八月一日現在で会員名簿を作成しました。まだまだ間違いが多いと思います。また住所不明の方もかなりあります。お気づきの点があれば事務局までご一報下さい。

### △新入会員▽

藤本信義　宇都宮大学工学部  
321宇都宮市御幸ヶ原一一四一五五

佐渡和子　東京大学  
151渋谷区幡ヶ谷一一三一一七一一〇四  
直〇三一四六〇一三七四六

蘭信三　　京都大学大学院  
606京都市左京区一乗寺東浦町二  
直〇七五一七〇一一六四二二五

森河興三　明治大学大学院  
214川崎市多摩区生田一九六九　如月荘一六

△訂正▽

村研会員名簿に関して

七ページ　熊川富男　野母崎高校  
-05長崎県西彼杵郡野母崎町野母一一〇一  
851

篠原武夫　—死亡（一九八〇年）